

守山市文化財保存活用地域計画



守山市文化財保存活用地域計画

令和4年3月

守山市

はじめに

守山市は、日本最大の面積と貯水量を誇る琵琶湖に接し、滋賀県最大の流域面積と長さを誇る野洲川の下流域平野に位置するという、恵まれた水源と肥沃な大地に支えられ、有史以前より繁栄してきました。

それを示すように市内には、服部遺跡や史跡下之郷遺跡(国指定)、史跡伊勢遺跡(国指定)といった我が国を代表する弥生時代集落の遺跡が数多くあり、また式内社など複数の著名な神社や各宗派の寺院が所在、さらに市域には五街道・中山道が通過し、旧農村部には大庄屋諏訪家屋敷(市指定)などが現存しています。

またこのような指定等文化財のほかに、各地域において守り伝えられてきた未指定文化財や地域資産も数多く現存し、本市の特色ある歴史文化を形成しています。

しかし昨今における全国的な少子高齢化は、本市においても将来的には人口減への転換と急速な高齢化の進行が予測されており、それに伴う地域コミュニティの希薄化や活力の低下によって、文化財の保存と活用の担い手不足や防災力、防犯力の弱体化を招き、文化財の保存継承における課題になるものといえます。一方、観光振興や地域活性化等の観点からは、文化財を単体の資産としてではなく、その周辺一帯を含めた面的な一体的な保存と活用を行っていく必要が迫られています。

このことから、令和2年度よりあらためて市内文化財の調査を実施し、さらに本市の歴史文化の特徴を整理して、そのうえで市内文化財を取り巻く現状の課題を抽出し、方針、措置を明確化した文化財の総合的なアクションプラン「守山市文化財保存活用地域計画」を策定しました。

今後は本計画をもとに行政や文化財所有者のみならず、地域総がかりで文化財の保存と活用が実現されることを願ってやみません。

最後に、本計画の策定に尽力いただきました守山市文化財保存活用地域計画策定委員会ならびに守山市文化財保護審議会の委員の皆様、取りまとめにご指導をいただきました文化庁ならびに滋賀県の皆様、文化財調査にご協力いただきました文化財所有者や地域住民の皆様、アンケートにご協力いただきました市内文化財保存活用団体の皆様、またご意見をいただきました多くの皆様に心より御礼申し上げます。

令和4年(2022)3月

宮本 和宏

【例 言】

1. 本書は、文化財保護法第 183 条の 3 に定められた、滋賀県守山市の市域における文化財の保存と活用に関する総合的な計画（文化財保存活用地域計画）として作成したものである。
2. 計画の作成にあたっては、守山市文化財保存活用地域計画策定委員会を設置し、検討を行った。
3. 計画の取りまとめ等については文化庁地域文化創生本部広域文化観光・まちづくりグループ、滋賀県文化スポーツ部文化財保護課の指導のもと、守山市教育委員会事務局文化財保護課が行い、株式会社パスコが策定支援を行った。
4. 本書掲載の図版・写真等については、市保有のもの、また市関係刊行物より使用、引用し、それ以外については出典を明記した。
5. 計画の作成にあたっては、令和 2 年度から令和 3 年度にかけて、地域文化財総合活用推進事業（文化財保存活用地域計画作成）の国庫補助金の交付を受けて作成した。

守山市文化財保存活用地域計画

目次

序章	はじめに	1
1.	計画作成の背景と目的	1
2.	計画の位置付け	2
3.	計画期間	9
4.	計画の進捗管理と自己評価の方法	10
5.	用語の定義	11
第1章	守山市の概況	12
1.	自然的・地理的環境	12
2.	社会的状況	23
第2章	守山市の歴史文化の特徴と概要	27
1.	守山市の歴史の変遷	27
2.	文化財の概要	37
2-1.	指定等文化財	37
2-2.	未指定文化財	41
2-3.	地域資産	42
3.	守山市の歴史文化の特徴	54
第3章	文化財の把握調査	57
1.	既存の文化財の把握調査の概要	57
2.	文化財の把握調査の課題	61
第4章	守山市の文化財の保存と活用に関する将来像、基本的な方向性	62
1.	文化財の保存と活用に関する現況と課題	62
1-1.	これまでの主な取り組み	62
1-2.	保存と活用に関する課題	68
2.	文化財の保存と活用に関する将来像	71
3.	文化財の保存と活用の基本目標および方針	72
4.	“文化財でつなぐ、守山”（文化財の一体的・総合的な保存と活用）	76
第5章	“文化財でつなぐ、守山”の実現に向けて	78
1.	“文化財でつなぐ、守山”の構成	78
2.	関連文化財群	79
2-1.	関連文化財群設定の方針	79
2-2.	守山市の関連文化財群	79
3.	文化財保存活用区域	100
3-1.	文化財保存活用区域設定の方針	100
3-2.	守山市の文化財保存活用区域	100
4.	もりやま文化財ネットワーク	105

第6章 文化財の保存と活用に関する措置	108
1. 措置の考え方	108
2. 文化財の保存と活用に関する措置	109
2-1. 文化財全体に関する措置	109
2-2. “文化財でつなぐ、守山”に関する措置	117
第7章 文化財の防災・防犯	124
1. 文化財の防災・防犯に関する現状と課題	124
2. 文化財の防災・防犯に関する方針	127
3. 文化財の防災・防犯に関する措置	128
4. 文化財の防災・防犯の推進体制と体制整備の方針	129
第8章 文化財の保存・活用の推進体制	130
1. 保存と活用の推進体制の方針	130
2. 各主体の役割および連携体制	133
資料編	135

序章 はじめに

1. 計画作成の背景と目的

守山市は、京阪神や中京地域を結ぶ交通の要衝として発展を遂げるとともに、市域の約半分を農地が占める「のどかな田園都市」であり、古くから琵琶湖や野洲川の豊かな自然に支えられ、共生しながら、人々は連綿と歴史文化を育んできました。市域の大半が平地でさらに温暖な気候に恵まれた当地は、弥生時代から本格的に稲作が営まれ、服部遺跡や史跡下之郷遺跡（国指定）、史跡伊勢遺跡（国指定）といった我が国を代表する弥生時代集落の遺跡が数多く所在しています。

また市内には式内社など比定社・論社が複数存在するとともに、郡名を冠する古代寺院・益須寺の存在が想定されるなど仏教文化も早くから定着し、さらに中世に入ると、金森をはじめ強い自治を持つ寺内町が形成され、蓮如上人の逗留や布教活動もあって真宗文化が根づくこととなります。

近世には五街道・中山道の整備に伴って、守山宿は「京発ち守山泊まり」といわれる主要な宿場として栄え、今も旧街道沿道には道標や町家、社寺など昔ながらの町並みが残り、往時の隆盛を伝えています。

このような本市の絶え間ない歴史的変遷の中で、多種多様な文化財が表出し、そして生まれ、今も市内各地において「地域の宝」として受け継がれており、その本質的な価値を理解し、共有して後世に伝えていくことは、現在の私たちが担うべき重要な役割といえます。

しかし、市内文化財を取り巻く保存と活用の現状を考えると、必ずしも十分とはいえない状況にあります。とりわけ、これまでの文化財保護行政の中では、長年の開発に伴う積極的な発掘調査により埋蔵文化財にかかる把握や調査研究の蓄積は充実している反面、多くの市民にとってより身近な文化財である民俗文化財や社寺等に伝わる美術工芸品等の把握や調査研究は十分とはいえない状況にあります。今後、地域総がかりによる文化財の保存と活用を考えていく上では、各文化財類型を網羅したバランスのとれた把握や調査研究が望まれます。

また本市の人口は、現在増加傾向を維持していますが、将来的には人口減への転換と急速な高齢化の進行が予測されます。人口減少や少子高齢化による地域コミュニティの希薄化や活力の低下は、文化財継承の担い手の不足や歴史文化への住民の関心の低下、防災・防火対策不足等を招き、これまで地域で守り伝えられてきた文化財の保存継承に重大な問題を引き起こしかねません。

さらに近年では、観光振興や地域活性化等の観点から、文化財を単体の資産としてではなく、その周辺環境も含めた面的な位置づけのもと、他分野と連携を図りながら総合的なまちづくり等に活かす動きが広まりつつあります。そのような動きの中で、下之郷史跡公園や大庄屋諏訪家屋敷、また現在整備中の（仮称）伊勢遺跡史跡公園等については、市内を巡る観光周遊やまちづくり活動の拠点等として地域の活性化に資する文化財の活用を目指しつつ、あわせて保存管理上の課題等の調整や担い手となる市民等との連携のあり方等も求められます。

以上のような市内文化財を取り巻く課題等を踏まえ、第5次守山市総合計画（令和3年度（2021年度）改定）に示す将来の都市像『『わ』で輝かせよう ふるさと守山』の実現に向けて、市民および地域、行政等の多様な主体のもと、本市における文化財の保存・活用を総合的、計画的に推進していくための指針かつ行動計画となる、「守山市文化財保存活用地域計画」を作成するものとします。

2. 計画の位置付け

(1) 文化財保存活用地域計画について

文化財保存活用地域計画は、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）（以下、法）第 183 条の 3 に基づき作成する、「市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画」です。

また、国の通知（「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律等の施行について（通知）」）、および国の指針（「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」）に示される、各市町村において取り組む目標や取り組みの具体的な内容を記載した、当該市町村における文化財の保存・活用に関するマスタープラン（基本計画）かつアクションプラン（行動計画）として、法第 183 条の 3 第 2 項各号に示す以下の事項等について定めます。

文化財保存活用地域計画の記載事項

<文化財保護法 第 183 条の 3 第 2 項>

文化財保存活用地域計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する基本的な方針
- 二 当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために当該市町村が講ずる措置の内容
- 三 当該市町村の区域における文化財を把握するための調査に関する事項
- 四 計画期間
- 五 その他文部科学省令で定める事項

<重要文化財保存活用計画等の認定等に関する省令 第 54 条>

法第百八十三条の三第二項第五号の文部科学省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 文化財保存活用地域計画の名称
- 二 文化財保存活用地域計画に係る事務の実施体制
- 三 文化財保存活用地域計画の実施に当たり法第百八十四条の二第一項の規定に基づき市町村の教育委員会が行うこととする事務がある場合には、当該事務の内容
- 四 その他参考となるべき事項

<文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針（平成 31 年（2019）3 月 4 日、文化庁）>

地域の実情を踏まえ、必要に応じて、次に掲げる内容を定めることができる。

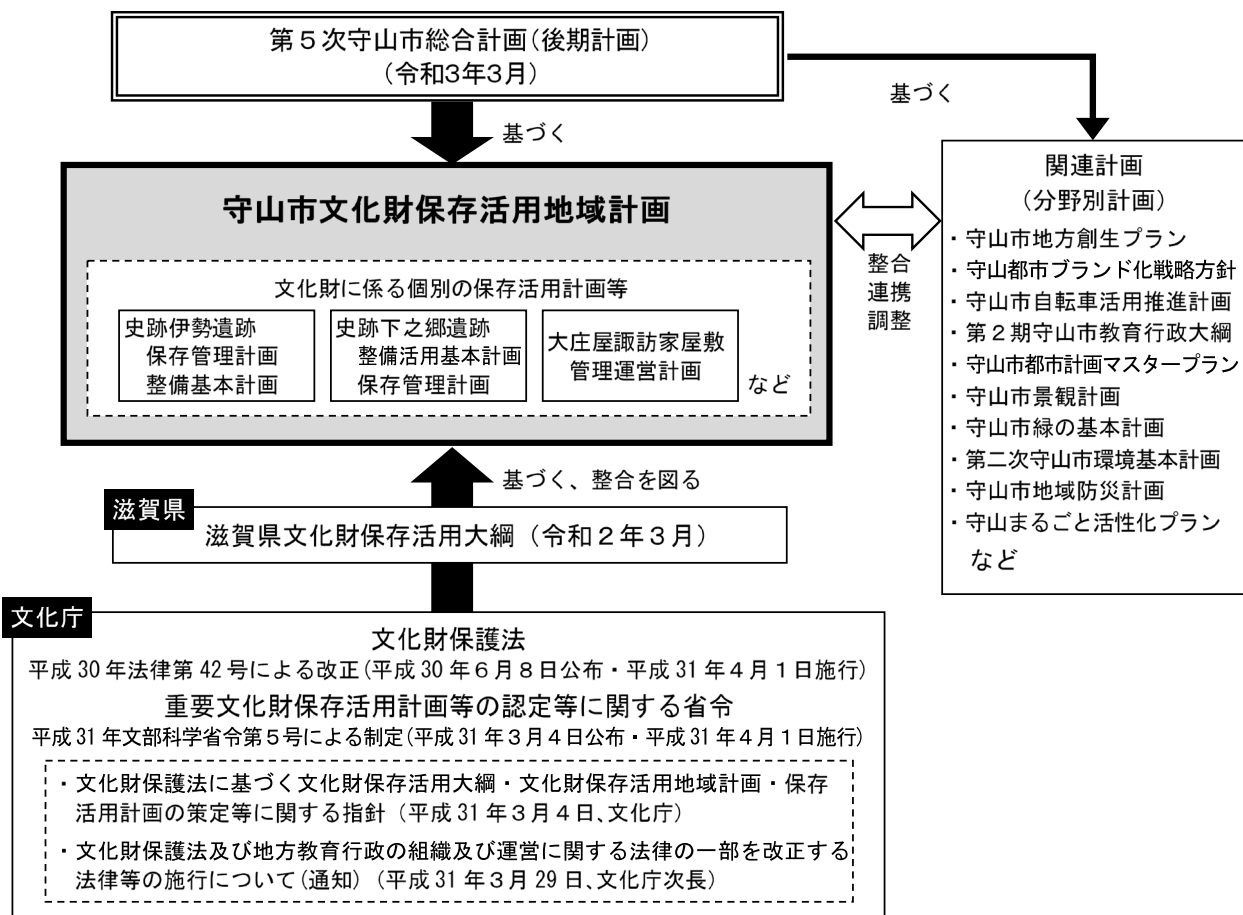
- ・関連文化財群に関する事項
- ・文化財保存活用区域に関する事項
- ・地域計画の認定を受けた場合の事務処理特例の適用を希望する事務の内容
- ・その他の事項

(2) 守山市文化財保存活用地域計画の位置づけ

「守山市文化財保存活用地域計画」(以下、本計画)は、前項(1)の規定のもと、本市の最上位計画である「第5次守山市総合計画」に基づいた、本市の文化財行政に係る総合的な計画であり、「史跡伊勢遺跡保存管理計画」等の文化財に係る個別の保存活用計画等の上位計画として作成します。

また合わせて、本市の歴史文化の保存および活用に関係する、総合政策ならびに教育・文化・福祉、土地利用・基盤整備、産業・観光、環境・防災、自治・まちづくりなど、様々な分野に係る個別計画および施策等との整合、連携、調整を図ります。

守山市文化財保存活用地域計画の位置づけ



(3) 上位計画、大綱、主な関連計画等の概要

1) 上位計画

①第5次守山市総合計画

＜後期計画令和3年(2021)3月改訂、計画期間:平成23年度(2011年度)～令和7年(2025年度)＞

守山市のまちづくりの指針となる最上位計画であり、目指すべき将来像の実現に向けた政策をまとめ、新たな都市創造や行財政運営の指針とするものです。

本市の将来の都市像として、『わ』で輝かせよう ふるさと守山』を掲げ、同計画を「未来につなぐ ふるさとづくりストーリー」と意味づけて展開すべく、分野別の基本方針のひとつである「心が輝く学びのふるさとづくり」のもと、(有形・無形)文化財の保護・保存や文化財の整備・活用など、貴重な文化財を市民の共有財産として将来に引き継ぎ、文化財を大切にすまちづくりを推進します。

2) 大綱

①滋賀県文化財保存活用大綱

＜令和2年(2020)3月策定、計画期間を定めず＞

文化財保護法第183条の2第1項に基づく、滋賀県における文化財の保存および活用に関する総合的な施策の大綱です。

滋賀県の文化財を確実に次世代に継承していくため、文化財の保存と活用に関する方針として、「(1)文化財の調査、指定、保存修理の計画的、確実、着実な推進」「(2)みんなで文化財の保存継承を支え合う地域づくり・人づくり」「(3)文化財の多種多様な活用推進」「(4)文化財を保存・継承・活用・発信できる施設の確保」「(5)文化財を維持するための資金の確保」の5つの柱を掲げ、県が主体となり実施する総合的な施策とともに、県内の市町への支援として相談・助言・連絡調整、計画等作成支援、文化財専門職員の資質向上への支援等に取り組みます。

3) 関連計画

①守山市地方創生プラン(第2期 守山市まち・ひと・しごと創生総合戦略)

＜令和2年(2020)3月策定、計画期間:令和2年度(2020年度)～令和6年度(2024年度)＞

まち・ひと・しごと創生法第10条に規定する総合戦略として、「まち・ひと・しごと」の観点で、既存計画に位置づけている諸施策および「守山市まち・ひと・しごと創生に関する有識者会議」にて提示された意見等を踏まえた新施策を取りまとめたものです。

第1期計画(～令和元年度(2019))に引き続き、「起業・創業」、「企業誘致」、「自転車」を主要な施策として位置づけるとともに、『若者の活躍(しごと・地域活動)や希望(子育て)がかなうまち』を基本姿勢として、本市の豊かな歴史文化の情報発信による地域の魅力を活かした活性化を図ります。

②守山都市ブランド化戦略方針

＜平成25年(2013)2月策定、計画期間を定めず＞

守山市の認知度を高め、他都市と差異化を図り「選ばれる都市」になることを目標に、本市の良質な都市イメージとブランドコンセプト(概念)を言語化した「The Garden City『つなぐ、守山』」を都市ブランドメッセージと決めました。

この『つなぐ、守山』には、弥生時代の大規模集落跡の存在からこの土地の人々は「つながっていた」、室町時代ごろ、自治集落である寺内町の「金森」の存在により「つながっていた」、江戸時代には中山道宿場町の「守山宿」で、江戸と京の都と「つながっていた」という本市の歴史が織り込まれており、このメッセージを効果的に活用し、ストーリー性や一体性・一貫性を持たせながら、戦略的な情報発信に取り組みます。

③守山市自転車活用推進計画

＜令和2年(2021)3月策定、計画期間:令和3年度(2021年度)～令和7年度(2025年度)＞

本市の幅広い自転車関連施策を一体的に進め「健康・環境」「安全・安心」「道路・交通整備」「観光・地域経済の振興」、さらには、新型コロナウイルス感染症を想定した「新しい生活様式」の実現を目的に、自転車の活用を総合的・計画的に推進していくため策定しました。

市民一人ひとりや市内事業者が個々の状況に応じて、自転車のできることを選択し、自転車を活かす「わたしにできる自転車ライフ」を基本理念に掲げ、その基本方針のひとつである「自転車ライフを楽しむ情報づくり」のもと、市内の文化財をはじめとする様々な地域資源や人との関わりを通じ、地域の魅力に触れ、サイクリングと合わせ、「地域を楽しむ」情報発信に取り組みます。

④第2期守山市教育行政大綱

＜令和元年(2019)7月策定、計画期間:令和元年度(2019年度)～令和4年度(2022年度)＞

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づき、本市の教育、学術および文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めました。

基本理念として、「大地に根を張り、心豊かにたくましく生き抜く人づくり～ふるさとを愛し、未来に実を結ぶ守山の教育～」を掲げ、その実現に向けた柱のひとつである「すべての人が学び、生き生きと暮らせる地域社会を創る(人づくり・まちづくり・環境づくり)」のもと、地域の暮らしの中で大切に守り伝えてきた伝統や文化を大切にす意識を育て、地域の人々とともに文化財の保存と活用に取り組みます。

⑤守山市都市計画マスタープラン

＜平成28年(2016)7月改訂、計画期間:平成28年度(2016年度)～令和7年度(2025年度)＞

都市計画法第18条の2に規定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、長期的な視点に立った土地利用や市街地形成の将来像を示し、その実現に向けた都市整備の方針等を定めます。

今後の目指すべきまちづくりの理念として「豊かな水と緑に生まれ、快適に暮らせる美しいまち」を掲げ、本市の財産として、これまでの歴史の中で培われてきた、水と緑が担う「自然的」・「歴史的」・「文化的」・「景観的」な要素と役割を顕在化させ、都市計画に反映するまちづくりを推進します。

⑥守山市景観計画

＜令和元年(2019)12月改訂、計画期間:計画期間を定めず＞

上位計画である第5次守山市総合計画に即すとともに、守山市都市計画マスタープラン、守山市緑の基本計画等の関連計画と整合を図りながら、景観形成に関わる基準、目標、方針

等を示すものです。

『のどかな田園都市』に相応しい景観形成を図る。～比良・比叡の山並み、三上山の眺望を確保しつつ、田園風景の保全とホテルが舞う緑豊かな市街地景観を創出する。～」を基本理念に、基本目標のひとつとして「歴史的・文化的資源を活かした景観を育む」を掲げ、中山道守山宿、田園ゾーンの集落、神社・寺院、古代の遺跡、指定文化財、すし切り祭り等の歴史的・文化的資源を活かし、世代を越えて受け継がれる個性的な景観の形成を図ります。

⑦守山市緑の基本計画

＜令和2年(2020)10月改訂、計画期間:令和2年度(2020年度)～令和12年度(2030年度)＞

都市緑地法に基づき、緑地の保全および緑化の推進を総合的・計画的に実施するため緑を取り巻く様々な変化やこれまでの進行状況等を踏まえ、公園・緑地の整備のみでなく、公共施設、民有地、さらには緑化意識の普及まで含めた緑全般を対象とした総合的な計画です。

市民、民間、行政が“みどり”の価値を次代に継承すべきかけがえのない財産であることを認識し、“みどり”の将来像を実現する基本理念「水と緑の恵みが生きるまち 守山」を掲げ、“みどり”を「創る」「守る」当事者としてまちづくりを進めるため、緑の基本計画を公表し積極的な周知を図ります。また、緑化重点地区となる「“みどり”の拠点」のひとつとして、「勝部神社と周辺一帯」や「伊勢遺跡と周辺一帯」など、文化財を中心とした範囲が位置づけられています。

⑧第二次守山市環境基本計画

＜平成28年(2016)3月改訂、計画期間:平成28年度(2016年度)～令和7年度(2025年度)＞

守山市環境基本条例第8条に基づき、「自然環境」、「まち環境」、「地球環境」、「ともに創る」と施策の方向性を明示するとともに、本市を取り巻く社会、経済状況の変化を踏まえ環境に関する基本的かつ総合的な計画として策定しました。

目指す将来像を「地域の環境に誇りを持ち、地球の環境への責任を果たす環境先端都市 もりやま」と掲げ、環境の保全と改善や温室効果ガスの削減に向けた再生エネルギー導入のさらなる促進等を積極的に進め、「環境先端都市 もりやま」の実現を目指としています。そのための基本施策のひとつとして、自然環境分野において琵琶湖(赤野井湾、木浜内湖)の環境改善やほたる条例に基づく良好な水辺環境づくり、近江妙蓮等の希少種の保護など、生物多様性の確保等に取り組めます。

⑨守山市地域防災計画

＜平成29年(2017)10月改訂、計画期間を定めず＞

災害対策基本法第42条の規定に基づき、地域ならびに住民の生命、身体および財産を災害から保護することを目的に、防災に関する体制の確立、責任の所在を明確にする等の総合的かつ計画的な災害対策を定めたものとして、守山市防災会議が作成しました。

文化財の災害対策として、防災施設の整備やソフト面での強化、現地巡回視察による防災対策の指導など、災害予防に重点をおく対策を講じるものとしています。

また地域文化遺産の保全対策として、保護や活用への意識強化、分布状況や現状把握のリスト、所有者および管理者間でのネットワーク等の基盤整備、相談窓口や民間組織を主体とした緊急レスキュー組織の必要性を示しています。

⑩守山まるごと活性化プラン

＜平成 26 年(2014)3月策定、平成 31 年(2019)3月改訂、

計画期間:平成 31 年度(2019 年度)～令和2年度(2020 年度)＞

「住みやすさ日本一のまち守山」の実現を目指し、各学区の地域にある歴史、自然、生活などの様々な資源～たからもの～を活かした地域づくりを、地域が主体となって進めるための指針として平成 25 年度(2013 年度)に策定しました。

各学区の活性化の基本的な考え方と具体策を示した「学区別まるごと活性化プラン」とプロジェクトを実現するための方向を示した「プランの実現に向けて」で構成しています。

これらを効果的に実現させるため、各取り組みの情報を提供することで「つなぐ」取り組みを、地域と市が連携しながら進めることにより、点である地域資源を線で結び面に広げ、学区の個性を活かしながら守山市全体の魅力を高め、双方の活性化を図ります。

平成 30 年度(2018 年度)には、策定後 5 年が経過し、各学区での成果とまとめを一旦検証し、地域の意向を踏まえて今後の展開の方向性を示すとともに、学区間の連携、人材育成、互助精神の向上等の新たな視点を意識した地域づくりの推進体制を検討し、地域が主体となった守山市の地域づくりの推進に資することを目的としたプランの改訂を行いました。

4) 文化財に係る個別の保存活用計画等

①下之郷遺跡整備活用基本計画

＜平成 18 年(2006)7月策定、計画期間を定めず＞

史跡下之郷遺跡(平成 14 年(2002)3月国指定)の保存と整備・活用に関する保存整備構想(平成 14 年度(2002 年度)策定)を受けて、その具体的整備および活用を図るための基本計画として策定しました。

計画の基本理念として、「史跡本質の理解を深める」「史跡を身近に感じる」「地域との共生」を掲げ、整備活用の方針を「遺跡理解の深化」「市民参加」「地域・世代間交流の促進」「地域文化の継承と調和」「遺跡の調査と公開」と位置づけました。さらにゾーン計画として、弥生時代の集落を学び、考え、体感できる空間とする「環濠ゾーン」および集落周辺の自然や生活環境、生業を考える空間とする「森と野・稲作と漁労のゾーン」に区分し、弥生集落遺跡について、集落を囲む周辺環境を含めた環境整備を図ることとしました。

②史跡下之郷遺跡保存管理計画

＜平成 20 年(2008)3月策定、計画期間を定めず＞

弥生時代の大型環濠集落跡として、守山市の歴史を理解する上で重要な遺跡である史跡下之郷遺跡について、その価値を適切に保存し、整備および活用を推進するための基本方針等を定めた保存管理計画として策定しました。

計画では、下之郷遺跡およびその周辺の対象地について、最も重要な役割を担っていたと考えられる三重環濠内(史跡指定地、追加指定対象地)およびその周辺の3種に区分し、区分毎の特性等に応じた長期的な視野で保存管理を行うとしています。

また、整備活用の基本理念として「①史跡本質の理解を深める」「②史跡を身近に感じる」「③地域との共生」を掲げ、地域住民や各種団体および市民と協働で作業し、遺跡の理解を深め、地域間・世代間の交流が促進できる地域文化・環境との調和に配慮した整備を行い、

活用を図ります。

③史跡伊勢遺跡保存管理計画

<平成 26 年(2014)3月策定、計画期間を定めず>

史跡伊勢遺跡（平成 24 年（2012）1 月国指定）は、弥生時代の大型建物が集中する貴重な遺跡であり、我が国の形成過程を考える上で極めて重要な遺跡であることから、その価値を確実に未来に継承していくことを目的として、その指針となる保存管理計画として策定しました。

保存管理の基本方針として、「史跡の適切な保存管理を図り、未来へ確実に継承していく。」

「確認調査の実施により、遺跡の全体像の把握に努めるとともに、遺跡の歴史的価値を明らかにしていく。」「史跡および周辺環境を保全し、良好な景観形成を目指す。」「市民および関係団体と連携し、適切な保存活用ができる体制の整備に努める。」等を掲げ、歴史的価値を正しく地域の歴史遺産の中に位置づけることにより、歴史的価値を活かしたまちづくりにつなげていきます。

④史跡伊勢遺跡整備基本計画

<平成 30 年(2018)8月策定、計画期間を定めず>

『史跡伊勢遺跡保存管理計画』を受けて、市街化が進む地域に所在する史跡伊勢遺跡を適切に保存し、「まちづくり」の中に位置づけて市民生活に活かすとともに、次世代へ確実に継承することを目的とし、史跡の保存・整備・活用に係る基本方針等を定めた整備基本計画を策定しました。その中で、様々な手法を用いて遺構を顕在化させ、往時の姿を体感できる地域の歴史、日本の歴史学習の場となるような史跡整備を目指し、「Ⅰ史跡を確実に保存・活用し、未来へ継承していく」「Ⅱ地域との連携とひとづくり」「Ⅲ良好な景観と環境整備」「Ⅳ広域の文化資源との連携」「Ⅴ調査・研究の継続と情報発信」を基本理念として全体整備を推進します。

⑤大庄屋諏訪家屋敷管理運営計画

<平成 29 年(2017)9月策定、計画期間を定めず>

江戸時代に大庄屋として、近隣の村々を取りまとめる立場にあった諏訪家の屋敷跡である史跡大庄屋諏訪家屋敷（昭和 52 年（1977）市指定）は、平成 26 年（2014）に守山市へ寄贈されることとなり、その一般公開に向けた運営の基本方針や運営の方法等を定めた管理運営計画を策定しました。

基本理念として「地域に愛され、来訪者をおもてなしする施設」を掲げ、もりやまの迎賓館に相当する質の高い管理運営を行うことにより、「何度も訪れたいくなるような守山の観光機能をもつ拠点」「もりやま迎賓館として来訪者のおもてなしができる機能をもつ拠点」「地域の資源と連携を活かした新たなコミュニティ機能をもつ拠点」「質の高い本物体験ができる体験型ミュージアムの機能をもつ拠点」を基本方針に、建造物の保存を前提に、歴史文化や暮らし、自然環境等の様々な地域資源を複合的に組み合わせ積極的な活用を図ります。

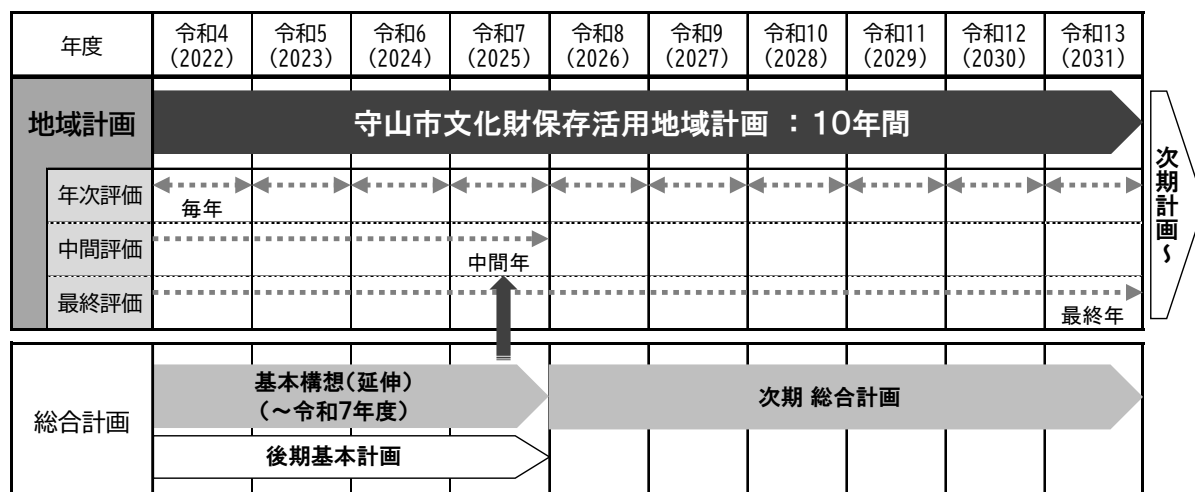
3. 計画期間

地域計画の計画期間は、令和4年度（2022年度）から令和13年度（2031年度）までの10年間とします。

計画期間中において、文化財を取り巻く社会的な要因の変化や調査の実施、開発等事業および財政状況、また計画に記載した措置等の取り組みの進捗状況等を踏まえ、総合計画の更新年（令和7年度（2025年度））に合わせるかたちで、計画内容および期間等についての中間見直しを実施します。

見直しの結果、計画について文部科学省令で定める軽微な変更を行った場合は、当該変更の内容について滋賀県を經由して文化庁に報告を行い、それ以外の変更を行う場合は、計画（変更）について文化庁に申請を行い、認定を受けるものとします。

計画期間の設定



4. 計画の進捗管理と自己評価の方法

本計画の実効性を高め、円滑かつ着実な推進を図るため、PDCA サイクルマネジメント※による進捗管理および効果等検証を行います。

計画の進捗管理および検証は、本計画の作成後に設置を予定する「守山市文化財保存活用地域計画協議会」において、それぞれの段階における定期的な点検・評価として年次評価（短期評価）・中間評価（中期評価）・最終評価（長期評価）を行うこととします。同協議会は、行政および地域、文化財所有者、専門家等で組織され、文化財の保存・活用に関わる様々な担い手の視点から、本計画の取り組みや効果を検証していくことで、計画の実効性を確保していきます。

なお、効果検証のための評価指標等の設定にあたっては、成果を客観的に表す定量的な指標であることとともに、歴史文化に関する専門的な内容や社会・教育的な影響等も考慮する必要から、定性的な指標も含めて今後、守山市文化財保存活用地域計画協議会において検討を行い、各取り組みに適した指標を採択していくこととします。

※PDCA サイクルマネジメント：「Plan（計画）」「Do（実施・実行）」「Check（点検・評価）」「Action（処置・改善）」を通じて継続的に改善する手法

①年次評価

毎年の進捗管理として、市文化財保護課が中心となり、当該年次に行う取り組みの目標（評価指標）等を定めて自己評価を行うためのチェックシート等を作成し、守山市文化財保存活用地域計画協議会における定例のフォローアップ会議での点検・評価を行います。評価結果に基づき、翌年における取り組み内容等の見直しや改善を図ります。

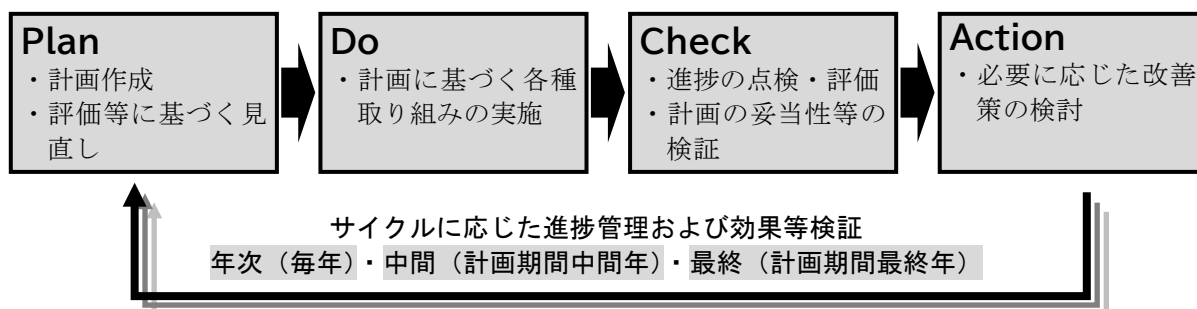
②中間評価

計画期間の中間年（総合計画の最終年度となる令和7年度（2025年度）を予定）における評価として、協議会において、それまでの期間に実施した取り組みの進捗確認および中間自己評価を行います。評価結果を踏まえて、今後の取り組み等に必要な更新・修正を加えるなど計画の中間見直しを行います。

③最終評価

計画期間の最終年における総括として、協議会において期間中の全ての取り組みについて進捗確認および最終自己評価を行い、社会状況の変化等も踏まえつつ次期計画の立案・作成に取り組みます。

計画の進捗管理イメージ



5. 用語の定義

法において「文化財」とは、我が国にとって歴史上・芸術上・学術上・鑑賞上等の価値が高い文化的所産（人類が形作ってきた結果として生み出されたものや精神）であり、有形文化財（建造物・美術工芸品）、無形文化財（演劇、音楽、工芸技術等）、民俗文化財（有形の民俗文化財・無形の民俗文化財）、記念物（遺跡・名勝地・動物、植物、地質鉱物）、文化的景観（棚田、里山、用水路等）、伝統的建造物群（宿場町、城下町、農漁村等）の6つに類型化されます。法における保護の対象として、これらに加えて、文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術または技能である文化財の保存技術、および主に遺跡など土地に埋蔵されている文化財である埋蔵文化財があります。このうち重要なものについて、国または県、市により指定、選択、選定、登録され、保存の措置が図られています。本計画では、これら指定等の措置が図られている文化財を「**指定等文化財**」と呼称します。

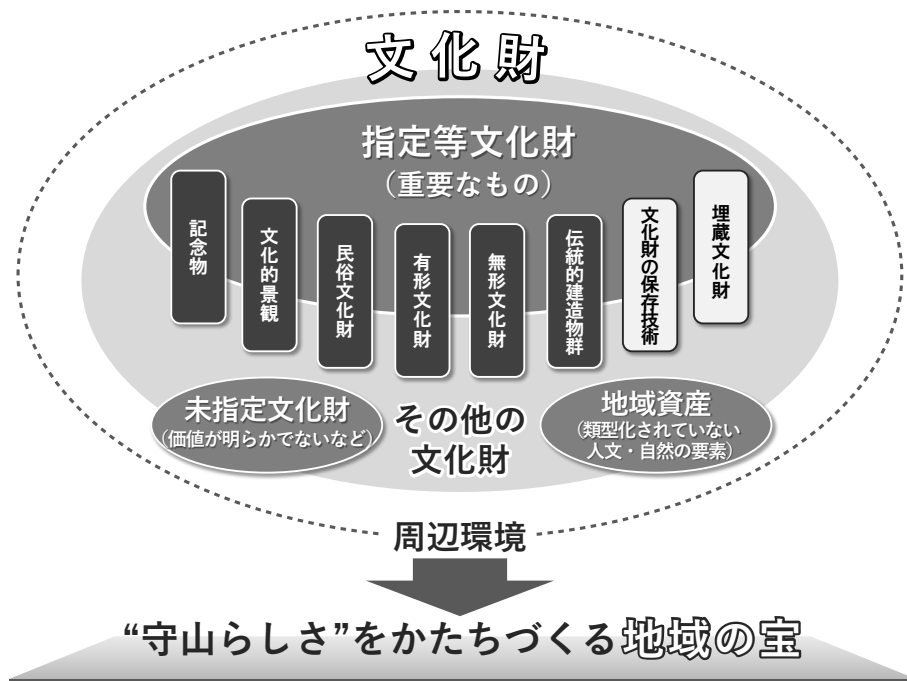
一方で、本市には、指定等文化財以外に、地域の歴史文化を物語るものとして受け継がれながら、これまで積極的に保存や活用の対象として扱われることが少なかった有形無形の文化財（「その他の文化財」）が多数存在します。その中には、前述の文化財類型（6類型）に該当するものの、その価値づけが国・県・市等において明確に行われていない、いわゆる「**未指定文化財**」があります。

さらに、伝統産業や特産品、本市にまつわる人物にゆかりの旧跡、地名、石碑、また野洲川の利水・治水や災害に関わる地形や水利施設跡や記念碑など、文化財としての類型化がなされていなくとも人々の暮らしと深く関わる人文（人間・人為の所産）や自然（自然現象）の各要素が、本市の歴史文化を体現する貴重な「**地域資産**」として所在しています。

以上を踏まえて、本計画では、これら指定、未指定に関わらず、人々の長い営みの中で生み出され、醸成されて今日まで守り伝えられてきた有形無形の文化的所産を、**守山市の「文化財」**と位置づけ、計画の対象とします。

これら指定等文化財およびその他の文化財（未指定文化財、地域資産）が、文化財相互の関係や、周辺環境（自然的、社会的）と密接に関わりあうことで、“守山らしさ”をかたちづくる地域の宝となり、守山市の歴史文化を形成する礎をなしているものと考えます。

守山市の「文化財」の定義 概念図



第1章 守山市の概況

1. 自然的・地理的環境

(1) 位置および地勢

1) 位置

守山市は、滋賀県の南西部、琵琶湖の東岸に位置し、県内最大の河川である野洲川流域に形成された扇状地性三角州低地上に位置します。

市域は東西 8.4km、南北 12.2km におよび、東側は野洲市、南側は栗東市、西側は草津市にそれぞれ接しています。北側には琵琶湖が広がり、琵琶湖大橋を介して大津市に接します。

また面積は 55.74k m² (琵琶湖含む) となり、滋賀県全体の約 1.4% を占めています。

守山市の位置



2) 地勢

本市には山地がなく、海拔は最高 106.1m、最低 83.7m となり、その標高差は 22m 程度です。市内全域が東部から西部に向かい緩やかな傾斜をなす平坦地となっており、肥沃な土壌が広がります。

市内を流れる主要河川として、県下最大の流域面積、長さを誇る野洲川をはじめ、その表流水および湧水や地下水の汲み上げで生じた流水を排出する幸津川、法竜川等があり、豊かな自然、とりわけ水資源に恵まれた都市となっています。また、琵琶湖岸の木浜地先には、昭和 41 年(1966)に湖岸の埋め立てにより人工島「木浜埋立地」が築造され、その背後に「木浜内湖」と呼ばれる水路上の内湖が形成されています。



(2) 地形・地質と野洲川デルタの特性

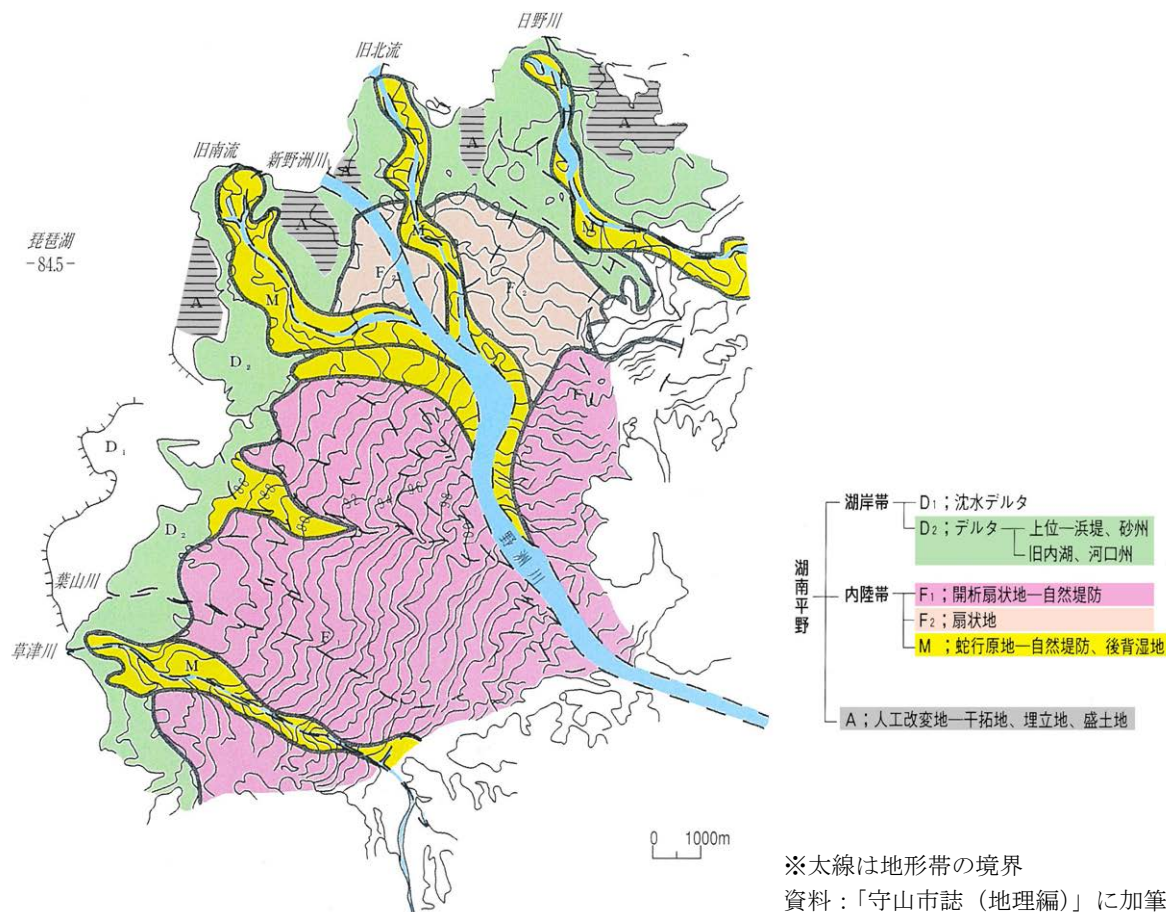
1) 地形・地質

本市の地形は、一見して平坦な土地ばかりですが、詳細にみると、一時期につくられた単成平野ではなく、起伏と変化に富む様々な地形により形成されていることがわかります。地形区分は、大きくは琵琶湖の湖水の作用によりつくられた湖岸帯と、野洲川を原動力としてつくられた河成堆積低地となる内陸帯、さらに人的活動によりつくられた干拓地や埋立地などの人工改変地に区分されます。湖岸帯は沈水三角洲（デルタ）と三角洲に区分され、内陸帯は、現在は侵食（開析）されて段丘化している開析扇状地と活発な堆積が進行中である新しい扇状地、蛇行原地（自然堤防、後背湿地等）に区分されます。

地質は、扇状地および三角洲を形成する柔らかい地層（新しい時代の地層）により成り立っており、扇状地部分が主として砂礫層、三角洲部分は砂やシルト（微砂）・粘土・腐植土（スクモ）からつくられています。これらの層は全体として5～15mの厚さを持ちますが、市南部では5～7.5mと薄く、北部では17.5mを超え、最も厚い旧野洲川南流河口付近では25mに達しています。その下には、古琵琶湖層群と呼ばれる、現在の琵琶湖の元となった湖や湿地、川（これらを合わせて「古琵琶湖」と呼びます）へと流れ込んだ土砂が堆積した層（泥・砂・砂礫等）が分布しています。本市域での古琵琶湖層群の厚さは、野洲川河口付近では約800mにも達しています。さらにその下には、三上山（野洲市）や金勝山地（栗東市）を形成する中・古生層の硬い岩石が分布しています。

このように市域は、野洲川ならびに琵琶湖の諸作用によって形成されたという地形・地質的特性をもち、県内有数のデルタ地帯（以下、野洲川デルタという）としての肥沃な土壌を形成しています。

守山市周辺の地形区分



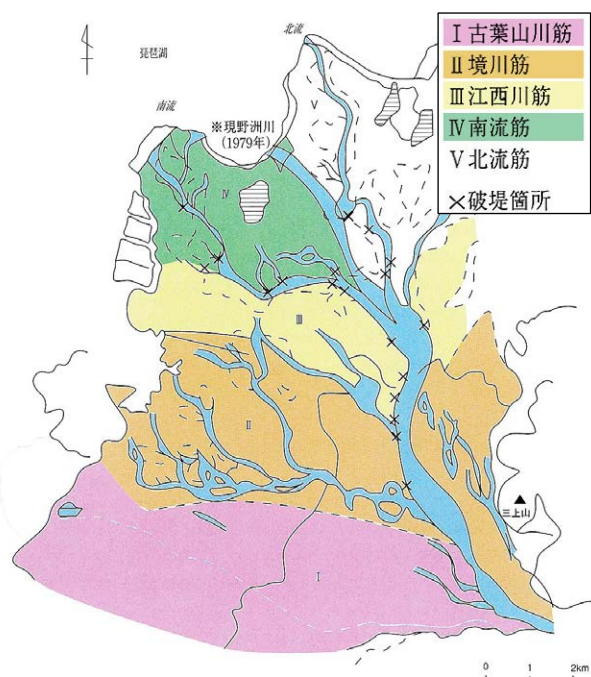
2) 野洲川の変遷と野洲川デルタの形成

野洲川は、古来何度も流路を変えており、最終氷河期以降の主要な旧河道として、右図のⅠ～Ⅴのコースを辿り現在に至っています。本市は、これら野洲川の変遷とともに醸成された、“野洲川デルタ”と呼称する野洲川下流域の肥沃な平野に位置しています。

野洲川デルタは、上流から扇状地、自然堤防帯、そして三角州帯（デルタ）の概ね3つに分けることができます（前掲図参照）。

野洲川デルタの持つ地形的特徴は、そこに暮らす人々の営みに影響を及ぼし、とりわけ黎明期における本市の歴史文化の形成に寄与してきました。市内の弥生時代遺跡の分布状況と地形との関係を見ると、弥生時代前期の遺跡は湖岸周辺の三角州帯を中心に展開しています。これは、土地にあまり手を加えることなく、湿潤地を耕地として活用できたためです。一方、弥生時代中期以降になると、下之郷遺跡（国史跡）等を起点として、徐々に内陸部に集落遺跡が進出しますが、これは、地下の伏流水等を利活用した稲作文化の変容、展開によるものと想定されます。さらに弥生時代後期には、扇状地にも集落遺跡が展開していき、県内有数の豊かな穀倉地帯へと発展していくこととなります。

野洲川の旧河道分布と氾濫・破堤区域の変化図



資料：「守山市誌（地理編）」に加筆



野洲川デルタと守山市

(3) 守山（もりやま）の由来

守山市域は、その標高差が 22m ほどで、山々が存在しないにも関わらず、守“山”という地名となっています。その由来について、現時点で明確なものはありませんが、主に 2 つの説があるとされています。

1 つ目は、山川林野のまとまりある重要な土地に住んで、ヤマト王権の直轄領の管理をしていた山部の山守にその淵源を求める説です。

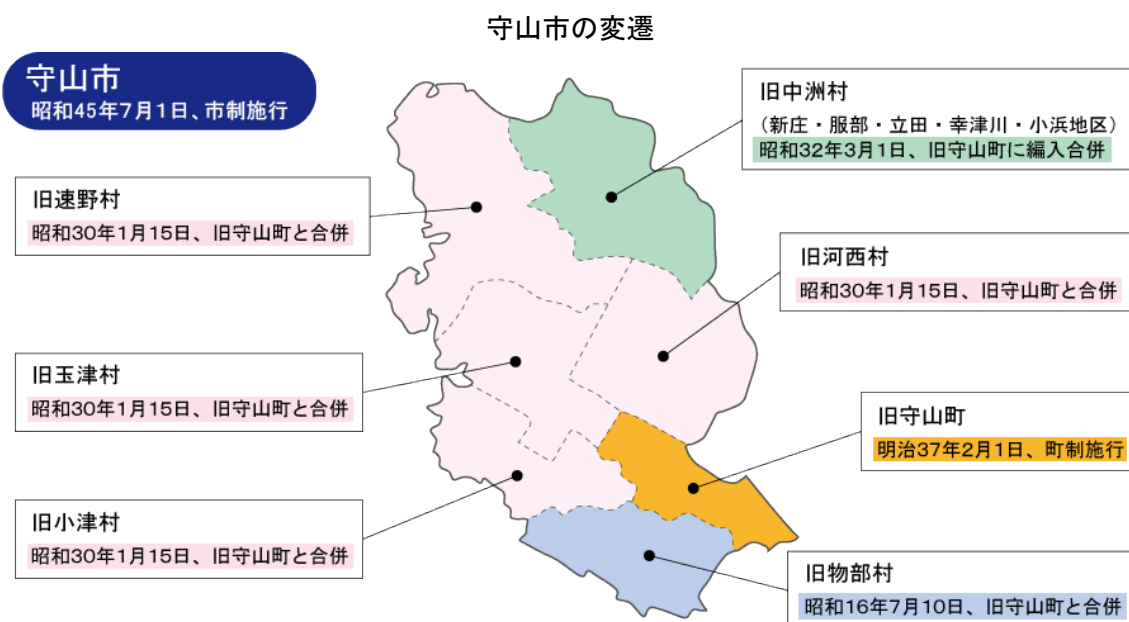
本地名の史料上の初見は、延喜 5 年（905）の『古今和歌集』所収の紀貫之の歌「白露も しぐれもいたく もるやまは 下葉残らず 色づきにけり」とされていますが、なぜ紀貫之は、この山のない当地を「もる山」と詠んだのか、この理由として、野洲川の丘陵地帯に位置し恵まれた山川林野で形成されたこの地に山部の山守が置かれたことにより、「もるやま」と詠んだという説です。これが転じて、中世の『太平記』等では「森山」と記載されており、寛永 19 年（1642）に守山宿に制札が与えられたときに、改めて「守山」となり、これが現在までつながっているという考えです（『守山市誌 地理編』平成 13 年（2001））。

2 つ目は、東門院（守山二丁目）の創建に由来するという説です。享保 19 年（1734）の『近江輿地志略』に収録する当寺の段には「東門院守山寺と号す。比叡山延暦寺の末寺也。開山を伝教とす。寺僧いふ、守山と号する事は桓武天皇叡山建立の節、当寺へみ幸ありて、我山を守護し奉るなればとて地をいひ、寺を守山寺と号す、守山駅の名此時に始まる。」と記されており、「比叡山を守る地」ということから「守山」になったと伝えられています。

(4) 市の変遷

廃藩置県による明治 5 年（1872）の滋賀県の誕生後、区制、郡制の実施等の行政区画の変遷を経て、明治 22 年（1889）の市制町村制施行により守山・物部・小津・玉津・河西・速野・中洲の 7 カ村が誕生しました。

その後、明治 37 年（1904）、守山村に町制が施行され、同 45 年（1912）に東海道本線守山駅が設置された物部村との長い議論の末、昭和 16 年（1941）に合併することとなります。さらに昭和 30 年（1955）には、守山町と小津・玉津・河西・速野の 4 カ村が、また同 32 年（1957）に中洲村の大部分が合併して現在の市域が形成され、同 45 年（1970）、現在の守山市となりました。



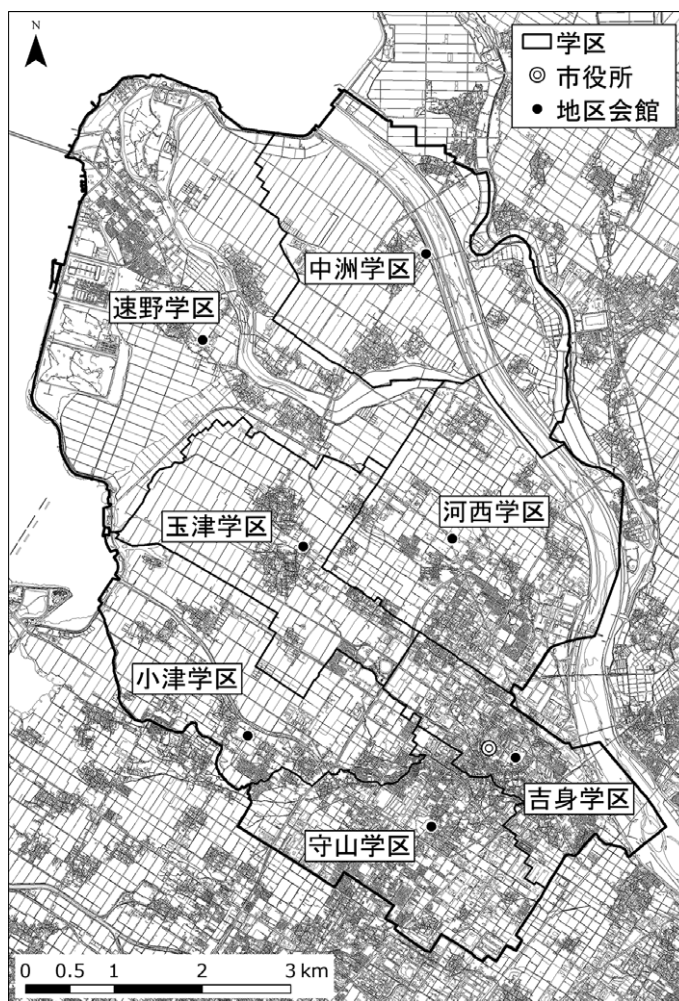
(5) 学区・自治会

市域は、旧町村の区域を基盤とした7学区に区分されます。

各学区には自治会が組織されており、令和2年(2020)4月現在71の自治会があります。市制施行後に新たにできた自治会も含め、住民の自治会への加入率は県内でも高く、住民にとって身近な存在である自治会を通じた自主的な活動に取り組んでいます。

本市では、平成25年度(2013年度)に「守山まるごと活性化プラン」を策定し、学区および自治会等が中心となり、学区ごとにそれぞれの歴史文化、自然等の魅力を活かした地域づくりを目指した各種事業を展開しています。

守山市の学区



守山市の学区および自治会、まるごと活性化プランの目標(プロジェクトテーマ)

学区	自治会	まるごと活性化プランの目標 (プロジェクトテーマ)
守山学区	今宿、泉町、本町、梅田町、勝部、焰魔堂、千代、阿村、伊勢、二町、古高、大門、横江、弥生の里、大鳥、サムズ守山(16自治会)	人がつながり、自然と歴史を大切にするまち
吉身学区	元町、下之郷、吉身西町、吉身中町、吉身東町、岡、立入、浮気、グランドメゾン守山、レックス式番館(10自治会)	吉身はめざまします 自然・歴史・文化を次世代につなげるまち
小津学区	金森、三宅、大林、欲賀、森川原、山賀、杉江、三宅稲葉、金森山柿(9自治会)	人と水と歴史がつながる ^き な成りのまち
玉津学区	赤野井、矢島、石田、十二里(4自治会)	玉津の伝統文化を活かし、先人の暮らしの知恵を子どもたちに引き継ぐまち
河西学区	小島、阿比留、播磨田、布施野、今市、荒見、笠原、中、川田、喜多、田中、川辺、川中、河西ニュータウン、河西ハイム、ラフィエー守山(16自治会)	「人をつなぐ」「四季をつなぐ」「たからものをつなぐ」未来につながるまちづくり
速野学区	開発、大曲、木浜、今浜、美崎、水保、中野、中野小林、北川ニュータウン、ネオ・ベラヴィータ守山、ベルヴィタウン木浜(11自治会)	守山の北玄関 速野まるごと博物館構想～人・自然・歴史がおりなす理想郷を目指して～
中洲学区	新庄、服部、立田、幸津川、小浜(5自治会)	野洲川とともに生き、野洲川とともに栄えるまち～心が通い合う「和む」まち～

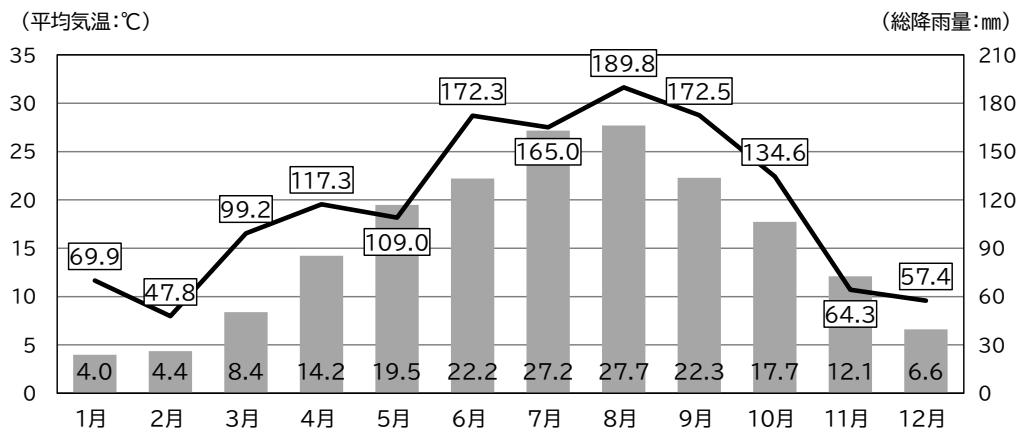
(6) 気象

1) 気温・降水量

本市は湖南気候区に位置しており、琵琶湖の影響で瀬戸内型の気候に属しています。

近年の月別の平均気温および総降水量をみると、8月の平均気温が最も高く(27.7℃)、1月の平均気温が最も低く(4.0℃)なります。また月別の総降雨量は、8月が最も多く(189.8mm)、2月が最も少なく(47.8mm)になっており、県内でも比較的温暖で冬季の降雪量も少なく、恵まれた気象条件を有しています。

月別平均気温・総降雨量 (2014年～2018年平均値)



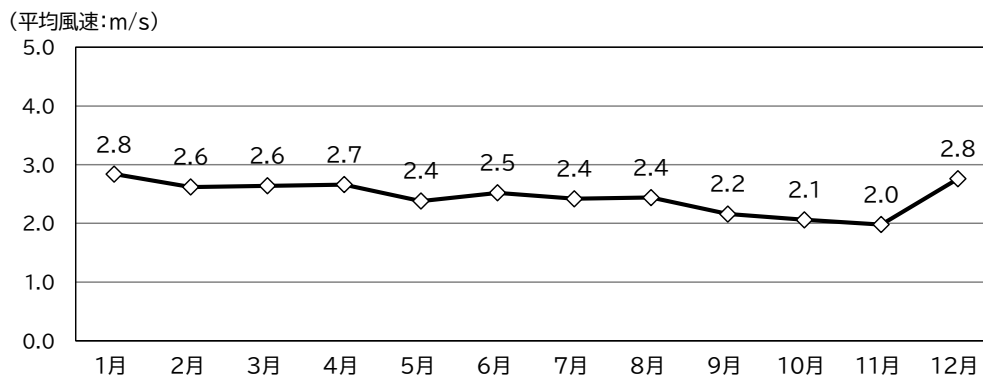
資料：湖南広域消防局災害管制課

2) 風況

本市は、琵琶湖に接しているため、風速の弱い日の昼間は湖から陸に向かって風が吹き、夜間は陸地から湖に向かって吹く風(湖陸風)が卓越しています。冬季は北西の季節風、夏季は南東の季節風が卓越し、春秋季ではやや北西の風が優勢です。

近年の月別の平均風速をみると、1年間を通じて2.0m/s～2.8m/sとなっています。

月別平均風速 (2014年～2018年平均値)



資料：湖南広域消防局災害管制課

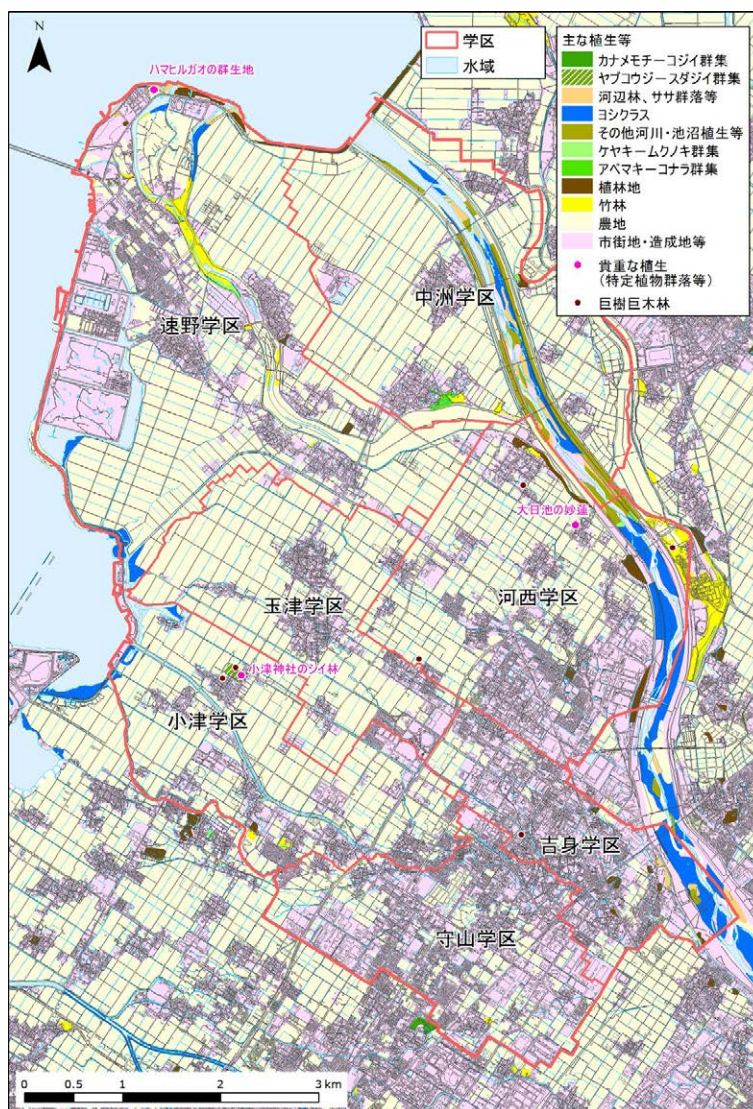
滋賀県は内陸部に位置し、気象災害は全国的に比較的少ないといわれますが、たびたび大きな風水害を被っています。本市は野洲川の河口に近く、上流の鈴鹿山脈に降った大雨で河川が増水、氾濫しやすい立地から、昭和54年(1979)に野洲川放水路が完成するまでに幾多の風水害を被ってきました。

(7) 生態系

本市の植生は、耕作地植生(水田)が大半を占めていますが、一部社寺林として常緑広葉樹林(ヤブコウジースダジイ群集)や落葉広葉樹林(アベマキーコナラ群集)などが市内各所に点在しており、「小津神社のシイ林」をはじめ貴重かつ身近な森林として地域に親しまれています。また、野洲川等の河川敷および琵琶湖畔にヨシクラス等の湖岸植生が残されており、特に今浜町美崎(琵琶湖岸なぎさ公園付近)の砂浜に残るハマヒルガオの群生地は、貴重な植生として、地域による保護活動が行われています。また、大日池には古い縁起とともに育てられてきた「近江妙蓮」と呼ばれる貴重なハスが生育しています。この池のほか、草津市にまたがった赤野井湾にも紅蓮系の花ハスが生育しています。

市内の各水域ではプランクトン(ヤマトヒゲナガケンミジンコ)をはじめ、底生動物(シマイシビル)も多く生息しており、周辺が草や木で囲まれ自然の状態が保たれている場所では、主に溪流性の水生昆虫(クラカケカワゲラ)が生息しています。また、琵琶湖名産でもある鮒ずしに使われるニゴロブナや、琵琶湖にて湖の沖合い型の魚へと進化したハゼ科のイサザなど、ほかの地域では見られない固有の魚種も生息しています。野鳥も数多く見られ、山や森林がないからこそ湿地等の水辺を主な住処にする、ごくまれにしか見られない種類も含まれます。

主な植生



資料：
「守山市誌(自然編)」
および「自然環境保全
基礎調査(植生調査)
(特定植物群落調査)
(巨樹巨木林調査)」
(環境省自然環境局
生物多様性センター)

守山市ゆかりの特色ある動植物 ①守山のホタル

守山市は、野洲川が運んだ土砂により形成された沖積平野で、至る所で豊富な伏流水が湧き、農業や生活に利用されています。清らかな湧水には多くの生物が生息していますが、特にゲンジボタルは、「守山ボタル」の名で知られ、明治35年(1902)より天皇陛下への献上が始まり、大正13年(1924)には、ゲンジボタル発生地として国の天然記念物第1号に指定されました。



守山のホタル

守山ボタルは、豊かな水資源に恵まれた守山に生息する大きな体長と発する光の強い特別なゲンジボタルで、古くは京阪神を中心に多くの人々が訪れて蛍まつりが開かれ、守山ボタルを売買する商人まで現れるほどでした。しかし、戦後の経済発展とともに河川の水質汚濁が深刻化し、また水源の減少などにより守山ボタルは全滅状態となり、昭和35年(1960)に指定解除を受けざるを得ない状況となりました。

ホタル復活の取り組みには、ホタル復活の父と讃えられた南喜市郎(1896~1971)の研究が大きく貢献しました。大正8年(1919)頃からゲンジボタルの研究に取り組み、昭和3年(1928)に人工孵化に成功、昭和33年(1958)には羽化を、初の室内人工飼育に成功するなど、彼の研究成果はその後の「ほたるのよみがえるまちづくり事業」(昭和54年(1979))へと受け継がれ、のちの公共下水道等の整備の推進や河川の水質の改善、「守山市ほたる条例」(平成12年(2000)施行、平成25年(2013)改正)によるホタルの生育環境の保護等を通じて、ゲンジボタルの生息する環境が復活しました。

現在では初夏に、ゲンジボタルが飛び交う姿をまちなかで見ることができる環境に恵まれた都市として市内外から注目され、平成30年(2018)には日本遺産「琵琶湖とその水辺景観―祈りと暮らしの水遺産」の構成資産として「守山の湧水とホタル」が追加認定されました。

守山市ゆかりの特色ある動植物 ②近江妙蓮

近江妙蓮公園(中町)に隣接する大日池(妙蓮池)には、室町時代から将軍家や皇室に献上されたという「近江妙蓮」が生育しています。



(県指定) 大日堂の妙蓮
およびその池

この近江妙蓮には雌しべも雄しべもなく、花びらは蕾の時期には2,000枚前後、開花すると5,000~6,000枚ほどになり、2週間から20日前後咲き続けます。明治29年(1896)からは一時開花しなくなりましたが、植物学者・大賀一郎(1883~1965)の尽力により、以前、近江妙蓮を移植して栽培されていた加賀妙蓮を移し、昭和38年(1963)に復活しました。

その後、昭和40年(1965)に「大日堂の妙蓮およびその池」として県の天然記念物に指定され、昭和50年(1975)には市花に制定されました。

平成9年(1997)には、大日池に隣接して近江妙蓮公園と資料館が整備され、引き続き地元自治会と保存会が中心となって、近江妙蓮の保護育成と普及啓発が図られています。

なお、見頃をむかえる毎年7月には、妙蓮を復活させた大賀一郎博士を偲んで、観賞会が開催されています。

(8) 景観

「守山市景観計画」(令和元年(2019)12月改訂)では、市域を5つのゾーンと3つの軸による景観類型に区分し、地域の特性や土地利用状況等に応じて、歴史的な景観の維持保全や、市民が誇りとする比良・比叡の山並みや三上山の眺望の確保など良好な景観形成を図ることとしています。

守山市の景観類型図



資料：「守山市景観計画」(令和元年12月)

特に中山道沿いの道路中心線から30mの区域は、「中山道軸」として重点的に景観形成・保全を図る地域に位置づけ、さらに区域内を中山道守山宿を中心とした「伝統的市街地景観」およびその東西に接続する街道部分「市街地景観〔第1種〕」「市街地景観〔第2種〕」の3つの類型に区分し、それぞれに景観形成基準を設定することで、歴史文化を活かしたきめ細やかな景観形成に取り組んでいます。

中山道軸の類型および景観形成イメージ



資料：「守山市景観計画」(令和元年12月)

景観類型ごとの景観形成の方針（抜粋）

＜共通方針＞

- | | |
|----------------------|-------------|
| 1. ホタルが舞う環境を守り育てる | 4. 眺望景観を活かす |
| 2. 身近な緑を増やし潤いを育てる | 5. 景観を楽しむ |
| 3. 地域の特性を活かして街並みを整える | |

景観類型	区域（用途地域等）		景観形成の方針（抜粋）
中心商業地ゾーン	南部市街化区域の商業地域 		○緑豊かで連続性があり、風格のある街並み形成を推進する。また、歩行空間の快適性を高め、多くの人が住まい、集い、働き、交流する場にふさわしい、賑わいと活力のある街並み景観を創出する。
一般市街地ゾーン	南部市街化区域の商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域を除いた区域、ならびに、北部市街化区域の商業地域を除いた区域 		○敷地内及び接道部の緑化による四季を感じられる工夫や、建築物の壁面後退によるゆとり空間の創出と歩行空間の確保などにより、風格があり潤いとゆとりのある景観を創出する。
工業地ゾーン	準工業地域、工業地域及び工業専用地域 		○建築物はシンプルなデザインとし、圧迫感を軽減させ、落ち着きのある景観を形成する。 ○隣接する住宅地や農地への圧迫感を軽減するなど、周辺と調和した景観を誘導する。
湖岸景観ゾーン	北部市街化区域の商業地域、及び、市街化調整区域のうち琵琶湖景観形成地域*に該当する区域 		○琵琶湖岸における葦の再生や養浜等を推進するとともに、さざなみ街道沿いの緑化を推進する。 ○田園景観ゾーンから比良・比叡の山並みへの眺望確保の観点から、高さや形態等に配慮する。更に、琵琶湖側から見ても、緑豊かで美しく調和のとれた景観形成を図る。
田園景観ゾーン	市街化調整区域(琵琶湖景観形成地域に該当する区域を除く。) 		○良好な田園景観の維持のため、営農環境の維持・形成を進める。 ○比良・比叡の山並みや三上山への眺望や周辺の田園景観に配慮する。 ○赤野井別院、小津神社、下新川神社等の歴史的建造物を保全する。
沿道景観軸	湖南街道、くすのき通り、新中山道、駅前グリーンロード、都賀山通り、レインボーロード、すこやか通り、南守山街道、語り学び舎通り沿いの道路中心線から30mの区域 		○緑豊かで整然とした沿道景観を形成する。 ○やすらぎや休息の場作りとして道路沿いに緑陰を確保し、歩行者や自転車利用者等の回遊性・快適性の向上に資する景観形成を目指す。
中山道軸	中山道沿いの道路中心線から30mの区域 		○町家などの歴史的建造物を保全するとともに、それと連続する建築物・工作物においては、歴史的な街並みの連続性や調和に特に配慮し、積極的な意匠・工法を取り入れるなど、風格のある景観を形成する。 ○地域の歴史を伝える史跡文化財、地域のシンボルとなっている樹木などは、重要な景観資源として保全する。 ○建築物等の修景に関する相談・助言、情報提供、補助等の支援をする中で、中山道の歴史的景観の再生を目指す。
河川景観軸	野洲川緑地及び守山速野緑地（琵琶湖景観形成地域に該当する区域を除く。）の区域 		○広がりや連続性に配慮し、比良・比叡の山並みや三上山への眺望を守り育てる。 ○人々が自然と身近にふれあえる空間を創造・保全するとともに美化に努める。

*琵琶湖景観形成地域：「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例」で指定されている地域

資料：「守山市景観計画」（令和元年12月）

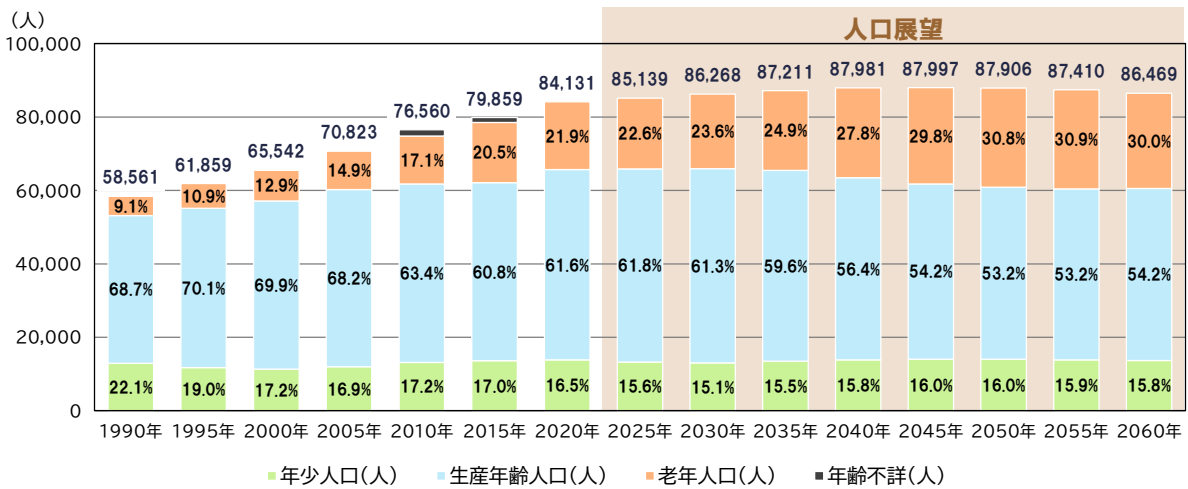
2. 社会的状況

(1) 人口動向

本市の総人口は、1990年以降増加を続けており、住民基本台帳による2020年9月末現在の人口は84,131人となり、1990年からの約30年間で約2万6千人の増加（増加率約144%）となります。年齢区分別割合は、2020年現在で年少人口約17%、生産年齢人口約62%、老年人口（高齢化率）約22%となり、全国平均の高齢化率28%と比べて若い都市であるといえます。

「守山市人口ビジョン（令和2年改訂版）」では、守山で生まれ育った世代の守山市での就職・居住の促進等を進めることで、合計特殊出生率の上昇および社会移動の均衡を図り、本市の将来人口を2045年にピークとなる88,000人程度を目指すとしませんが、高齢化は一貫して進行し、2050年には高齢化率が約3割を超えるまでになると予測されます。

人口の推移と将来人口展望

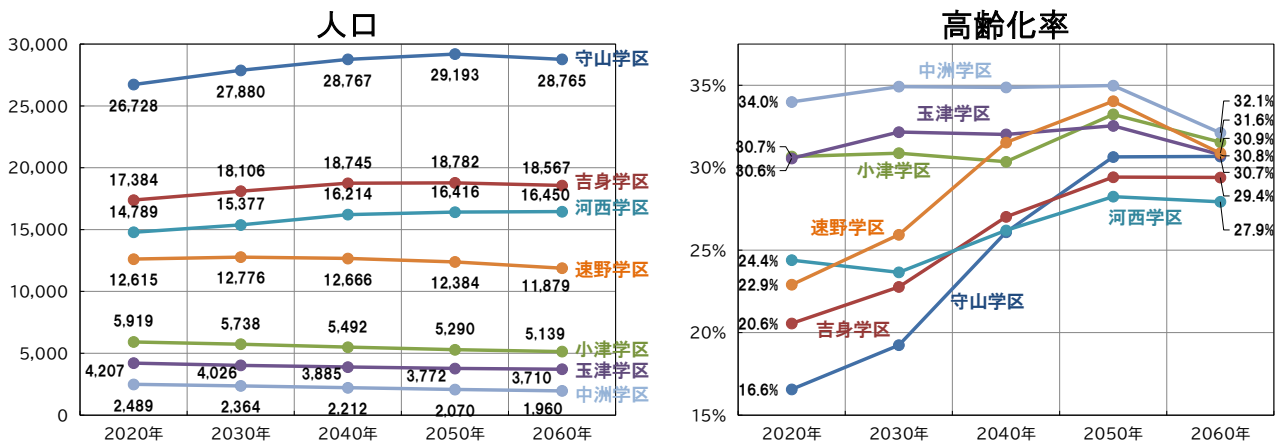


※各年10月1日現在（2020年のみ9月30日現在）

資料：1990年～2015年 国勢調査、2020年 守山市（住民基本台帳）、
2025年～2060年「守山市人口ビジョン」（令和2年改訂版）

学区別の将来人口展望をみると、守山学区および吉身学区、河西学区は2050年頃まで人口の現状維持～増加傾向が続く一方、その他学区では人口減少が進行します。また高齢化率は、守山学区および吉身学区、速野学区で今後高齢化が急速に進行し、2050年には全ての学区で高齢化率は約3割に達すると予測されます。

学区別 将来人口展望



※各年10月1日現在（2020年のみ9月30日現在）

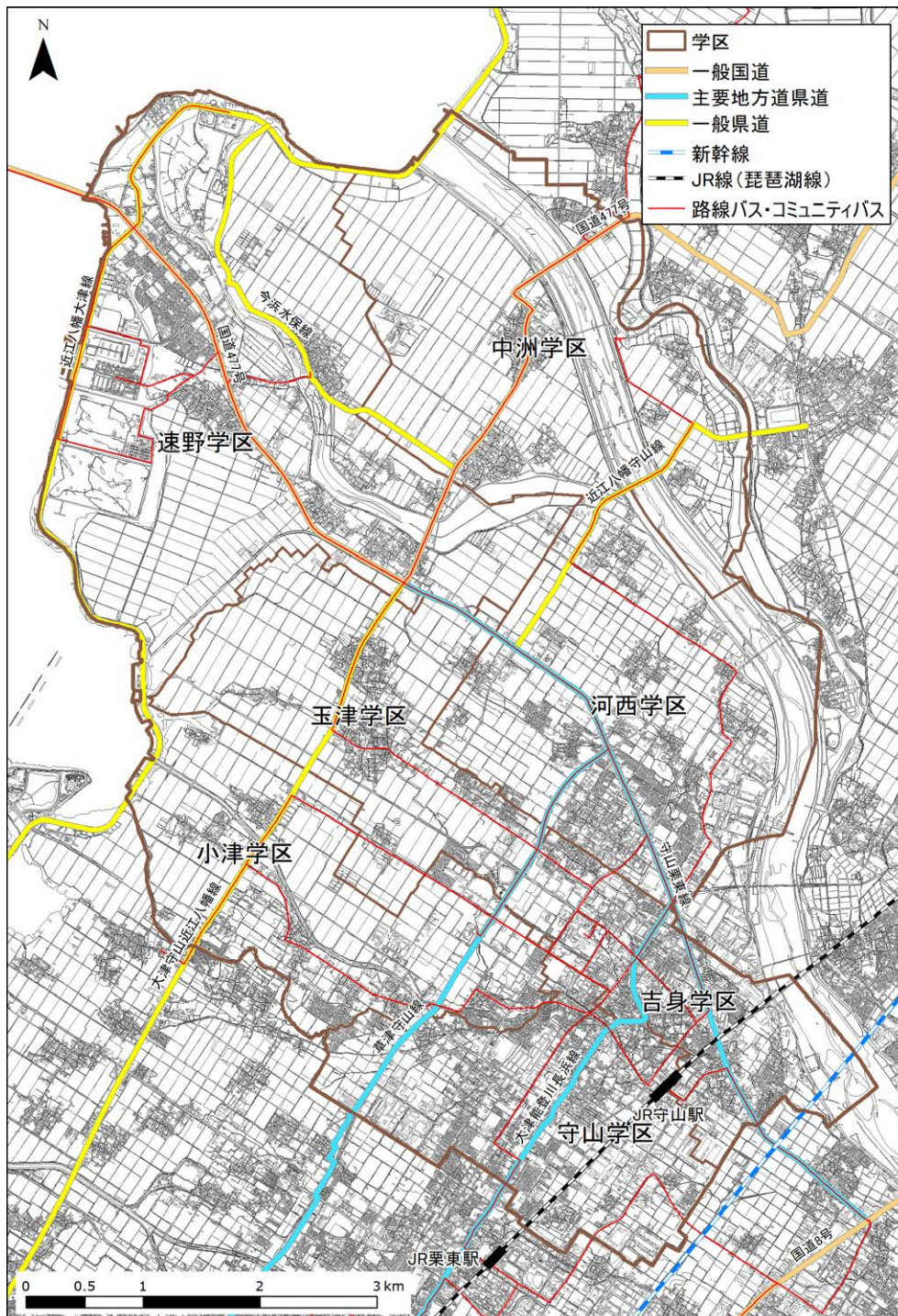
資料：2020年 守山市（住民基本台帳）、2025年～2060年「守山市人口ビジョン」（令和2年改訂版）

(2) 交通

本市の道路網について、市南部周辺には国道1号、国道8号および名神高速道路に接続する県道や市道が整備され、また市北部周辺には国道477号や近江八幡大津線(さざなみ街道)、琵琶湖大橋が整備されるなど、近隣圏域へのアクセス、さらには京阪神や中京地域とも結ばれる道路交通の要衝としての役割を担っています。

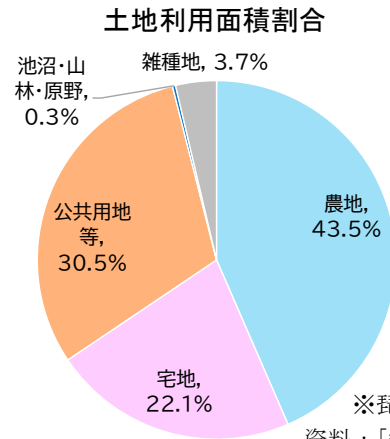
公共交通機関はJR琵琶湖線守山駅があり、新快速を利用してJR京都駅まで約25分、JR大阪駅まで約55分と利便性の高い場所に位置しており、京阪神地域のベッドタウンとしての性格も有しています。また、守山駅を中心に、市内各集落を結ぶバス路線が運行されています。

交通

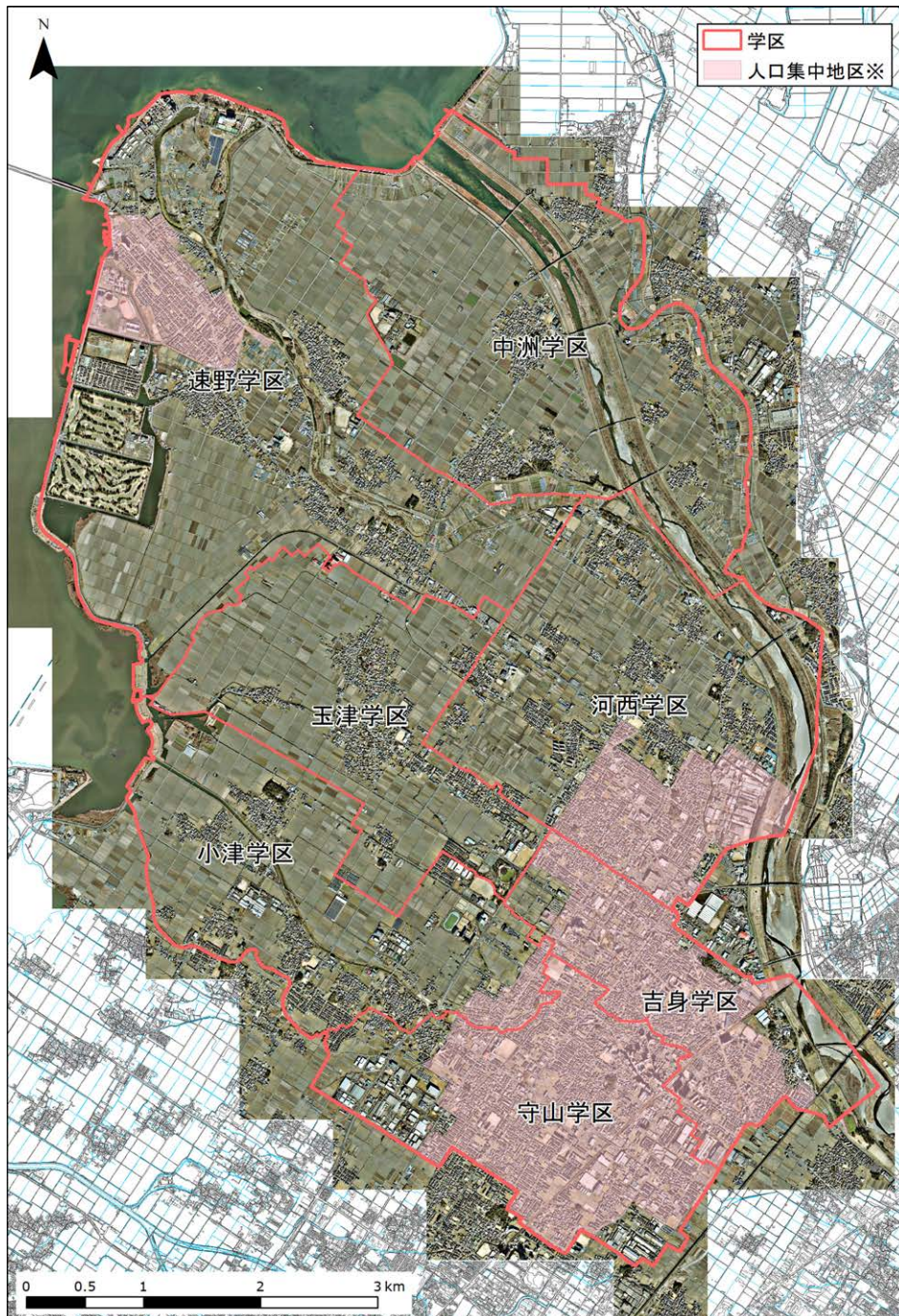


(3) 土地利用

本市の土地利用は、かつては農地利用が大半を占め、集落が点在しており、建物の集積は国道等の幹線道路沿いや河川沿い等の一部に留まっていた。しかし、昭和40年代より、急速に農地の転用や湖岸の埋め立て等による市街地の拡大が進み、現在の土地利用は農地が約4割を占めるのに対して、宅地および公共用地（道路等）が約5割を占めるまでとなっています。



土地利用



※人口集中地区
DID (Densely Inhabited District の略) ともいう。国勢調査に基づき設定されるもので、人口密度が4,000人/k²以上の調査地区が互いに隣接し、その人口が5,000人以上となる地区。左図は平成27年国勢調査に基づく。

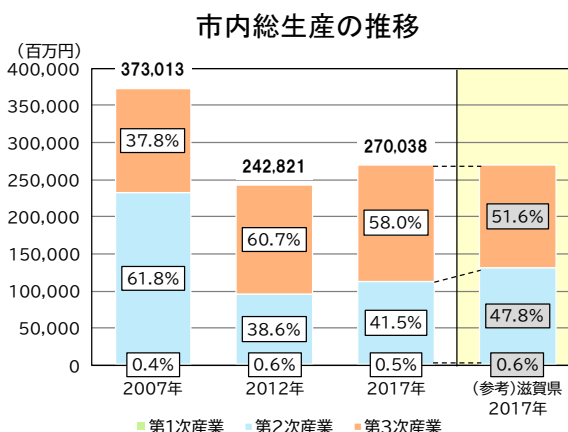
(4) 産業

1) 産業構造

本市の産業構造（市内総生産）として、近年は第3次産業が主体となっています。

第1次産業である農業は、市内総生産に占める割合は少ないものの、市域の面積の多数を農地が占める基幹産業として、水稻を主体とする土地利用型農業を中心に水稻と野菜や花卉を組み合わせる複合経営が多く見られています。また、水産業は、外来魚の繁殖など湖辺環境の悪化により漁獲高は減少傾向が続くものの、地元水産物の振興等の取り組み等による維持が図られています。

第2次産業については、昭和30年代より重点的に展開された工場誘致政策により、化学・機械・繊維等の工場が立地し工業都市化が進み、2000年代頭頃まで市内総生産の6割強を占めていました。本市の工場立地の特性としては、京阪神・中京・北陸への交通の要衝であること、および野洲川の伏流水という良質で豊富な工業用水の存在等が挙げられます。



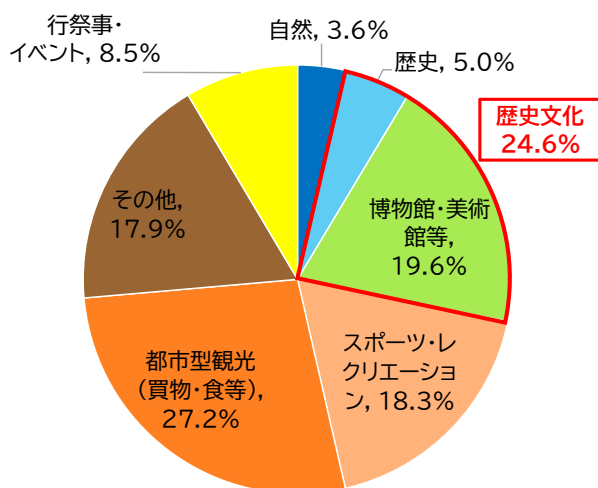
資料：「滋賀県市町民経済計算」(平成29年度(2017))

2) 観光

本市は、琵琶湖岸地域の自然環境や中山道守山宿や下之郷遺跡等の歴史文化、大型ショッピング施設等、数多くの観光資源を有する地域です。

観光入込客数は近年、年間115万～135万人程度で推移しており、目的別では歴史文化に関わる観光が全体の約25%を占めています。市内には中山道街道文化交流館(平成20年(2008)開設)および下之郷史跡公園(平成22年(2010)開設)、大庄屋諏訪家屋敷(平成30年(2018)開設)、また民間施設である佐川美術館(平成10年(1998)開館)など、歴史文化に触れ、体験できる施設が各所に点在しており、市域の平坦な地形や琵琶湖大橋を活かした、自転車を軸とした観光振興の立ち寄り先として、これら文化財等の活用が期待されます。

観光目的別割合(令和元年(2019))



資料：滋賀県観光入込客統計調査



中山道街道文化交流館



下之郷史跡公園(環濠保存施設)

第2章 守山市の歴史文化の特徴と概要

1. 守山市の歴史的変遷

(1) 原始

古くから野洲川は幾度となく流路を変え、この流路変動が本市の広域を占める下流域平野の肥沃な大地を形成し、いわゆる「野洲川デルタ」をつくり、人々が豊かに生活する基盤が形成されました。

(縄文時代)

市内でもっとも古い遺跡は、縄文時代早期末(約 6,400 年前)の赤野井湾湖底遺跡(赤野井町、矢島町、山賀町、木浜町、洲本町)です。この遺跡の集石土坑からは、大量の炭や焼けた石とともに、イノシシやスッポンなどの動物の骨、コイやフナなどの魚の骨、さらにイネ科・マメ科種子など栽培可能な植物も発見されており、縄文人の食料と調理法をうかがい知ることができます。その後、中期～晩期(約 5,000～2,500 年前)には野洲川デルタ上に遺跡が広範囲に分布するようになり、出土した土器や石器などから、当時の積極的な人・モノの往来や交流が想定されます。

(弥生時代)

弥生時代前期(約 2,500 年前)を代表する遺跡としては、昭和 49 年(1974)、野洲川改修時に発見された服部遺跡があり、面積約 20,000 m²を超えると推定される県内最古の水田跡が発掘されています。水田跡は一面が 10～200 m²程と小さく、地形に合わせてうまく水がはれるような構造となっていました。また、小津浜遺跡(杉江町・山賀町)や中島遺跡(三宅町)等でも稲作とともに広まった弥生時代前期の遠賀川式土器が出土するなど、県内でいち早く、野洲川下流域で稲作が始まったと考えられます。

その後、集落は湖辺から旧野洲川の河川沿いに遡上するように内陸部に広がり、弥生時代中期(約 2,200 年前)には、史跡下之郷遺跡(下之郷町)(国指定)のような大規模環濠集落の出現をみます。下之郷遺跡は、幅 5～8 m、深さ 2 m 近くもある環濠が、集落のまわりに 3 条、さらにその外周に数条の大溝が巡らされています。想定される集落の規模は、東西約 330m、南北約 260m、面積は約 7ha にも達します。これは、当期の環濠集落としては、滋賀県最大、全国でも屈指の規模を誇るものです。また、集落を巡る環濠からは土器に加えて多数の木器や石器、とりわけ武器・武具類が多く出土しており、当時の生活環境のみならず原初の政治的側面をうかがい知ることのできる、我が国にとって非常に重要な遺跡です。

また、服部遺跡では 360 基にも及ぶ方形周溝墓ほうけいしゅうこうぼが発見されています。家族ごとに複数の墓が集合して造られたとみられ、周辺のムラの大規模な共同墓地が形成されていたと考えられます。中期の終わり頃には周溝も含め 30m を超える大きな墓が造営されており、有力な首長が出現していることがうかがえます。

さらに弥生時代後期(約 1,950 年前)になると、史跡伊勢遺跡(伊勢町・阿村町)(国指定)



服部遺跡



(国指定)下之郷遺跡



(国指定)伊勢遺跡

が出現します。この遺跡の特徴は、弧を描くように多くの大型棟持柱建物が建てられていること、その中心あたりに柵に囲まれた方形区画があり、その内部に県下最大の大型掘立柱建物を含む建物群が整然と配されていることです。このほか「楼観」とおもわれる建物跡や大型竪穴建物跡等が見つかっており、この伊勢遺跡が滋賀県南部に生まれた<クニ>の政治・祭祀を執り行う中枢地であったと考えられています。

(2) 古代

古墳時代(約1,800年前)になると、クニの中枢であった伊勢遺跡は衰退し、豪族の拠点集落である下長遺跡(古高町・大門町)が盛行します。この下長遺跡からは、前代に主流であった丸木舟を改良し、舷側板や縦板などを継ぎ足した「準構造船」等が出土しており、加えて倉庫とおもわれる建物が発見されていることから、琵琶湖と河川を利用した物資の交流拠点であったとも考えられています。また、1mほどの木製の柄の先に弧帯紋をモチーフにした飾りの「儀仗」や鏡などの威儀具の出土により、ヤマト王権との深いつながりを背景にこの地を支配した豪族の姿をみるすることができます。

なお市内に所在する古墳としては、寺山古墳群(寺山1号墳・2号墳)および古高古墳群(狐塚古墳、松塚古墳、幸田塚古墳)(ともに市指定)、前方後円墳と推定される庭塚古墳(金森町)のほか、周溝から「馬形埴輪」が出土した川田遺跡(川田町)、直径約25mの円墳である欲賀南遺跡(欲賀町)等が発掘調査により確認されています。

6世紀にはヤマト王権の直轄領である「芦浦屯倉」が現市域の一帯に設けられたと考えられ、三宅町は、その名に示されるように屯倉の比定地の一つとされています。

律令制国家の成立に伴って現市域に野洲郡と栗太郡が成立し、市内広域に及ぶ痕跡から条里制をうかがい知ることができます。

奈良時代に入るとますます中央集権化が進み、役所関連遺跡や寺院など中央との関わりを示す遺跡がみられるようになります。奈良時代後半の二ノ畦遺跡(吉身三丁目・吉身四丁目・播磨田町)では、掘立柱建物群が区画された空間に整然と配置され、「川原」の文字を記した墨書土器等や須恵器の蓋を転用した硯が出土したことから、文書の作成を行った施設、つまり役所関連施設が所在したと推定されます。

また、『日本書紀』には郡名を冠した「益須寺」が登場しますが、当地は醴泉が湧く療養地として古くから認識されており、周辺の小津神社、馬路石邊神社、下新川神社、己爾乃神社等は式内社に列しています(『延喜式』)。

守山市を含む湖南地域全体で見れば、野洲郡にある三上山は、古くから人々の崇敬を集め、その信仰圏は御上神社(野洲市三上)を中心に形成されてきました。また、奈良時代には、南都仏教の影響のもと、栗太郡の金勝山に金勝寺(栗東市荒張)が開かれました。平安時代以降は、天台宗の成立と、その広がりに伴って東門院等の拠点寺院が建立されます。本市域の宗教的風土は、このような湖南の拠点社寺の展開に呼応するように醸成されていったと考えられます。



二ノ畦遺跡



馬路石邊神社



儀仗(下長遺跡出土)

(3) 中世

中世になると、横江遺跡（横江町・大門町・大林町・草津市長束町）にみられるように集村化が進み、欲賀城遺跡（欲賀町）等では鎌倉時代の「溝」により区画された屋敷地割や室町時代の「堀」が確認され、強い自治性を持った堅固な集落であったことが想定されています。この欲賀城遺跡には、「城」が所在したとの伝承も残っています。

このような集落の発展は、陸上・湖上交通の要衝としてのこの地の特性と呼応するもので、やがて主要幹線路だけでなく、それと浜・港をつなぐ道（志那街道や赤野井道等）などの交通網の発達を促したと考えられます。

仏教においては、新たな宗派となる鎌倉仏教が広まっていきます。浄土真宗では本願寺第八世蓮如上人の金森での逗留、時宗では開祖一遍上人の「琰魔堂」での教化、禅宗では一休和尚の高弟である桐嶽紹鳳を開基とする少林寺（矢島町）の建立などを画期として、守山に鎌倉仏教が根づいていくこととなります。とりわけ、金森は浄土真宗と結びつくことによって強い自治をもった寺内町として発展を遂げます。

このため、初期真宗の本尊である赤野井西別院（赤野井町）の絹本著色光明本尊（市指定）、聞光寺（矢島町）の絹本著色大谷本願寺親鸞聖人御影（市指定）や慶先寺の絹本著色親鸞聖人御影（市指定）といった連坐御影等の真宗文化にまつわる文化財が伝来しています。さらに少林寺では、いわゆる朱太刀像といわれる絹本著色一休宗純像（県指定）がその版木とともに伝来するなど、一休和尚ならびに禅宗文化にまつわる数多くの優品が現存しています。

また、織田信長の近臣で、飛騨高山藩初代藩主でもあった金森長近在青年期まで金森で過ごしたとされ、さらに最後の室町将軍・足利義昭は矢島御所にて一時政務を行うなど、中世から近世に至る変革期の舞台ともなっています。

そして、これら村落形成を中心とした中世の歴史的変遷の中で、風流踊りである近江のケンケト祭り長刀振り（国指定）をはじめとする、各地域の伝統行事や祭礼が形づくられ、現在も受け継がれています。



寺内町金森



矢島御所跡



(市指定)大谷本願寺親鸞聖人御影(聞光寺)

(4) 近世

中世を通じて強力な自治をもった寺内町金森を中心とする一向宗徒は、勢力を拡大する織田信長と対峙することとなります。しかし、その後は信長によって金森に楽市・楽座が認められ（「紙本墨書織田信長朱印状」^{しほんぼくしよおだのぶながしゆいんじょう}）（県指定）金森町・善立寺蔵）、東山道（中山道）から琵琶湖・志那浦へ通じる志那街道沿いの要衝としても栄えました。

江戸時代になると、街道の整備に伴って市域内陸部を南北に通過する中山道の守山宿が隆盛し、朝鮮通信使が往来した際は、守山宿の中心に所在する東門院が宿泊場所となりました。さらに吉身、今宿の加宿も成立し、今宿には、江戸時代末期の姿をとどめた平入りの商家風建物と庭園をそなえる山本正右衛門家住宅^{やまもとしょうえもんけじゅうたく}（市指定）が現存しています。

また、街道整備に伴って建てられたいくつもの道標や、複数の藩領が分散して所在した本市域の特徴を示す数多くの藩領標柱等が各所に伝来しています。

赤野井の諏訪家は、関ヶ原合戦の翌日に、徳川家康より赤野井ほか八か村に対する禁制をもらい受けており（「諏訪家関係資料」^{すわいけかんけいしりょう}）（市指定）、地域を代表・統括する立場として、江戸時代には大庄屋として活躍します。

江戸時代後期には、野洲川流域の村民が一斉に蜂起した近江天保一揆が起こるなど、時代を越えて、強い自治を示しています。



歌川広重「木曾海道六拾九次之内守山」
資料：中山道広重美術館

（市指定）山本正右衛門家住宅

（市指定）大庄屋諏訪家屋敷

(5) 近代

近世には多くの領主が入り乱れるように支配していたこの地も、中央集権化を進める明治新政府による廃藩置県を経て、大津県、のちに滋賀県に編入されます。また、明治11年（1878）の郡区町村編成法により、改めて野洲郡・栗太郡に編成され、当時の諏訪家当主・諏訪安明^{すわやすあき}（1835～1896）が野洲郡の初代郡長に就任しています。明治22年（1889）に町村制が施行されると、野洲郡には守山、小津、玉津、河西、速野、中洲の6ヶ村、栗太郡には物部村が成立し、このうち守山村には明治37年（1904）に町制が施行され、昭和16年（1941）には守山町と物部村が合併します。

交通面では、東海道線が順次整備され、明治22年（1889）には大津馬場から米原まで湖東線が開通、明治45年（1912）には物部村勝部に守山駅が開業し、その周辺に近代化工場などが整備され、駅を中心とした市街化が進んできます。また、大正13年（1924）には市内を飛び交うゲンジボタルの発生地が国の天然記念物第一号に指定されたことで、大阪・京都からホテル列車が往来し、京阪神から多くの人々を守山へ運んで来ることとなります。

こうして明治時代以降、主要路線である東海道線の停車駅として守山駅が市域の発展を支えてきましたが、やがて太平洋戦争の戦火が迫ってくると、当駅を出発した列車が米軍機の機銃掃射を受ける守山空襲にあい、乗客や駅周辺の人々が犠牲になりました。

信仰面では、明治元年（1868）に発布された神仏判然令を機に、廃仏毀釈の運動がおこります。日吉大社（大津市坂本）では、全国でもいち早く多数の仏具や仏像等が破却されましたが、守山も例外でなく、小津神社（杉江町）社殿の東南に所在したとされる智泉院や護摩堂が廃され、小津宮本寺も取り払われて本地仏や仏具が同村の寺院へ移されています。また東門院境内に祀られていた天神社も守山天満宮として現在の地に移されるなど、近代以降、信仰の様相は以前と大きく変わりました。



初代野洲郡長
諏訪安明像



開設したころの守山駅
（大正初期）



守山駅前通りのホテル看板
（昭和 10 年（1935））

（6）現代

昭和 30 年（1955）には、守山町と小津、玉津、河西、速野の 4 ヶ村が合併し、昭和 32 年（1957）には中洲村の一部が編入され、現在の市域が形成されると、昭和 45 年（1970）の市制の施行により守山市が成立します。

その翌年には、守山市総合発展計画が策定され、「のどかな田園都市」の形成を基本理念とした各種の具体的な施策が進みます。特に昭和 39 年（1964）には琵琶湖の湖上交通・輸送の役割の減少、県内の道路交通の主流化に伴い、琵琶湖大橋が開通しますが、総合発展計画でもとりわけ、市内の道路交通網の整備が進められ、集落内生活道路の舗装・拡幅と、市民の生活向上が図られていきます。また 1970 年代以降は、「市民との対話の充実」を掲げ、その実現のため市内の各学区に地区会館が整備されていきます。これらは行政の窓口という役割と地域活動、市民活動の拠点として、今日までその役割を担っています。

さらに、昭和 28 年（1953）の台風被害をきっかけに、暴れ川である野洲川の改修の気運が高まり、昭和 46 年（1971）より改修工事が始まり、昭和 54 年（1979）に大規模水害に対応しうる野洲川放水路として新しく生まれ変わりました。

しかし、このような整備の過程で水環境が悪化し、名物であったゲンジボタルが一時ほぼみられなくなりました。そのため、昭和 54 年（1979）から「ホテルのよみがえるまちづくり事業」が開始され、以後ホテルが飛び交う街としてあらためて知られることとなりました。そして、令和 2 年（2020）、守山市は市制 50 周年の大きな節目を迎えています。



守山市の誕生
（守山市『広報もりやま S45. 7. 1』より）



野洲川放水路通水式
（昭和 54 年（1979））



市制施行 50 周年記念式典
（令和 3 年（2021）8 月）

(7) 災害史

1) 風水害

かつての野洲川下流部は、南北二つに分かれて流れ、下流部の川幅は上流部よりもせまく、大きく曲がりくねっていました。中世から近世にかけて、洪水を防ぐために上流から流れてくる砂や石が積もって川底が高くなるに従い、人々は堤防をさらにかさ上げしていきました。それを繰り返しているうちに、野洲川は平地よりも高いところを流れる国内最大の天井川となっていき、増水により破堤すれば甚大な被害を巻き起こす暴れ川として恐れられました。

野洲川の洪水が発生したことを記録する歴史資料としては、『江源武鑑』の天文6年(1537)11月の項に「十六日公方御不例快気此故ニ今日屋形江州ニ帰城午刻大洪水野洲ノ河堤ヲコス村三箇所水ニヲホル」と記述されるのが最初です。これ以降、明治までに堤防が決壊し家屋の流出や田畑の浸水による水害が35回も発生したことが記録に残されています。また、天文7年(1538)3月28日の洪水で戸田、津田、幸津川の村名が記されており、本市の地名が記された初めての記録となります。

江戸時代における水害で最も規模が大きかったのは、享和2年(1802)6月の洪水です。田中家に伝わる『蓮立花覚日記』には、当時の詳細な記録が残されており、また旅の途中にたまたまこの大洪水に遭遇した、『南総里見八犬伝』等で知られる滝沢馬琴は、旅日記『鞆旅漫録』にその惨状を記しています。

明治以降では、昭和54年(1979)の野洲川放水路の通水までの期間に、大きなもので13回の水害記録があり、小さなものをあわせると実に4年に1度の割合で水害に見舞われてきたこととなります。主なものとして、市域の70%が浸水したと記録されている明治29年(1896)9月の大雨があります。また、笠原堤決壊により32人が犠牲となった大正2年(1913)10月の台風、広範囲に堤防が決壊し、多くの家屋が流失するなど多大な被害を出した昭和28年(1953)9月の台風13号、孤立した住民の救助作業中に自衛隊員土手善夫一尉が殉職するという痛ましい事故があった昭和40年(1965)9月の台風24号等が挙げられます。

昭和28年の大災害を契機に、野洲川の改修が進み、南北に分流していた川は、昭和54年に一本の人工放水路として整備されて今に至ります。

野洲川的主要な災害

洪水年月	西暦	要因	被害状況
天文6年11月	1537		大洪水により3箇所堤防決壊
天文7年3月	1538		大雨により戸田、津田、幸津川が浸水
享和2年6月	1802		6月29日大暴風雨。野洲村、小嶋村、播磨田村、今浜、中野、林村、守山、今宿浸水、土橋(今宿)流失
文化4年5月	1807		5月中旬より大雨続き、洪水にて守山、草津流れる
明治18年6月	1885		6月18日～7月7日まで20日間大雨。善岸堤防、川田村字小川原、水保堤防、三上村堤防、市三宅村堤防決壊
明治29年9月	1896	台風	9月7日今浜、善岸、立入、新庄堤防決壊。琵琶湖の洪水とも重なり中洲地区は一面泥海と化す。死者1人、流出家屋10戸、床上浸水約350戸
大正2年10月	1913	台風	10月3日笠原堤防決壊。死者31人、浸水田地300ha
昭和28年9月	1953	台風13号	9月25日六条北流右岸堤防決壊。死者3人、重傷170人、流出・半壊家屋等1713戸、田畑の流出および埋没523ha、冠水300ha、その他堤防決壊、被害多数
昭和34年9月	1959	伊勢湾台風	9月27日今浜新田決壊、大川橋流出。旧野洲町高木、旧中主町比留田で1740名が避難。床上浸水1.5m。災害救助法が適用
昭和40年9月	1965	台風24号	9月17、18日今浜新田14カ所が決壊。大川橋・新川橋流出。死者1名、家屋全壊1戸、床上浸水17戸など

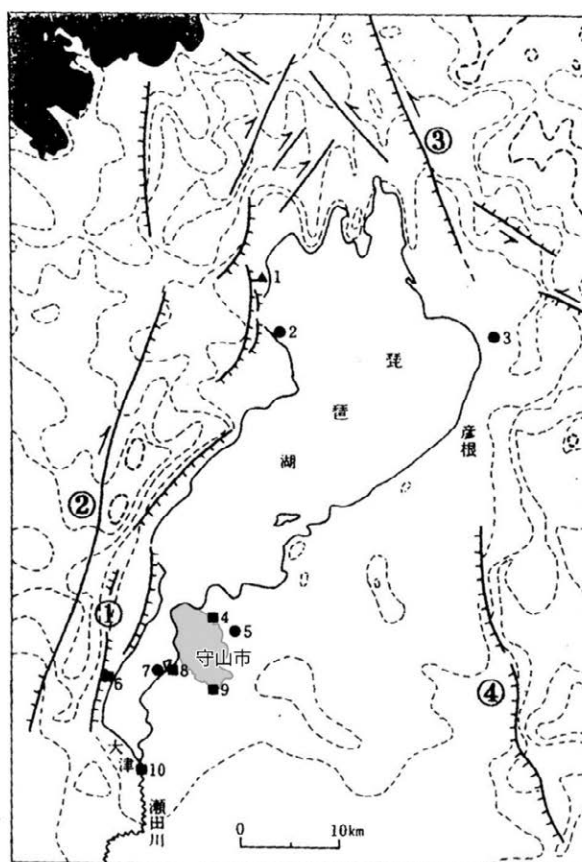
資料：「守山市誌(地理編)」、野洲川田園空間博物館資料、国土交通省資料

2) 地震

本市では、近年大きな被害を出した地震は発生していませんが、琵琶湖周辺には 20 数本の活断層が存在し、滋賀県下における地震発生の可能性は全国的にみても高い状況にあります。

最近の遺跡発掘調査では、隣接する草津市の遺跡（烏丸崎遺跡）において地震の際に生じる砂の液状化痕跡（噴砂跡）や断層が検出されるなど過去の地震の痕跡が徐々に明らかにされてきており、それによると琵琶湖湖岸ではこれまでに、縄文時代晩期（およそ 3,000 年前）、弥生時代中期（紀元前 1～2 世紀）、1325 年、1662 年（琵琶湖岸西側地震）に大きな地震が発生してきたと考えられます。

琵琶湖周辺で検出された地震痕跡



- 主な活断層
- ①比叡断層
 - ②花折断層
 - ③柳ヶ瀬断層
 - ④百濟寺断層

琵琶湖周辺で検出された地震の痕跡（太実線は陸上の活断層；ケバ側が下降，矢印は横ずれの向きを示す）

- 1 北仰西海道遺跡 2 針江浜遺跡 3 正言寺遺跡
- 4 堤遺跡 5 湯ノ部遺跡 6 穴太遺跡 7 津田江湖底遺跡
- 8 烏丸崎遺跡 9 野尻遺跡 10 蜷谷遺跡

資料：「守山市地域防災計画」に加筆

守山市歴史年表

年号	西暦	記事
前 (BC)	8000~3000	赤野井湾湖底遺跡で集石炉を造り、葉に包んで熱い石で蒸し焼きをし、湖魚や原野で採った動植物を尖底土器で煮炊きするなど、調理に工夫をこらした生活が始まった。
前	3000~2000	石田三宅・経田遺跡など、市域の広い範囲で小規模な集落ができ、出土した土器の文様から、当時、東海地方との交流があったことが考えられる。 下長・塚之越遺跡で、石囲炉をもつ堅穴住居や石器製作工房がつくられ、旧河道沿いの微高地に定住した。
前	2000~1000	播磨田東遺跡・吉身西遺跡・吉身北遺跡で堅穴住居跡がつくられ、生活の場が湖辺だけでなく、内陸部にも広がった。
前	1000~500	小津浜・服部・下長・播磨田城遺跡など、市域の広い範囲に小規模な村ができた。
前	500~250	服部遺跡で水田跡や広鋤、石包丁などの農具がつくられ、低湿地を中心として水稻耕作が広まった。寺中・服部・中島遺跡にも農耕集落ができた。
前	250~後 50	下之郷遺跡に地域を統率する強大な首長が出現、銅剣、盾、弓、戈などを保有していた。ムラのまわりには8~9条もの堀を備えた巨大な環濠をもつ集落が造られた。 二ノ畦・横枕遺跡で多数の堅穴住居、掘立柱建物跡や井戸がつくられ、大規模な環濠集落が造られた。また、酒寺遺跡で方形周溝墓群跡を残す。
	50~200	伊勢遺跡で、柵や溝で区画した大規模な集落が造られ、その中に整然と配置された楼閣、祭殿などの大型建物が建てられた。
	200~300	播磨田東・益須寺・経田・横江遺跡などで、前方後方形の大型周溝墓を残す。 下長遺跡で大規模な豪族の居館跡、祭祀場跡や準構造船、儀仗の一部を残す。
	300~400	八ノ坪遺跡で衣笠の立飾りが出土し、その文様は吉備から大和に流入したものとされる。
	400~500	阿比留遺跡や下長遺跡の集落跡から初期の須恵器や韓式系土器が多く出土し、渡来人の市域への移住が考えられる。
		○古墳時代後半期築造の市域の主な古墳 ・松塚古墳、狐塚古墳、幸田塚古墳（古高） ・大塚古墳、立入古墳（立入） ・寺山古墳（岡） ・神輿塚古墳（吉身） ・庭塚古墳（金森） ・冬塚古墳（欲賀） ・焰魔堂西古墳（焰魔堂） ・狐山古墳（中） ・松塚古墳（浮気）
	500~600	川田遺跡の古墳跡から、副葬品として人物埴輪、馬型埴輪、円筒、朝顔形埴輪が多数出土する。
安閑 2年	535	葦浦に屯倉が設置され、犬養部が置かれた。（『日本書紀』）
天智 6年	667	都を難波から大津に遷す。（『日本書紀』）
天武 元年	672	壬申の乱。大海人皇子軍は、安河の浜の戦いで近江朝廷軍を破る。（『日本書紀』）
持統 7年	693	益須郡に醴泉が湧き、天皇は使を出して醴泉を飲ませた。（『日本書紀』、『欲賀寺縁起』）
和銅 3年	710	奈良の平城京に遷都。守山の多くは野洲郡に属す。（『続日本紀』） 市域の郷名として服部郷、明見郷、敷智郷などがみえる。
天平 19年	747	欲賀・大門・古高の地域は、大安寺の墾田に属す。（『大安寺伽藍縁起并流記資財帳』） 物部郷に法隆寺の墾田と収穫物を納める庄倉が置かれた。（『法隆寺伽藍縁起并流記資財帳』）
仁寿 元年	851	勝部神社祭神物部布津神に対して、正六位の神階が授けられた。
貞観 11年	869	新川神社（立入）が、正五位下の神階を受けるという。（『日本三代実録』）
延喜 5年	905	紀貫之守山を詠む。（『古今和歌集』） 「しらつゆも 時雨もいたく もる山は 下葉残らず 色づきにけり」
延長 5年	927	『延喜式』の神名帳に式内社として、小津神社・馬路石邊神社・上新川神社・下新川神社・己爾乃神社が列記される。
天曆 5年	951	『後撰和歌集』に守山が詠まれる。 「あしひきの山のやまもりもる山も 紅葉せさする秋はきにけり」
長保 3年	1001	生源寺領である中津神崎庄が不輸不入田となる。（『東山御文庫記録』）
長元 2年	1029	矢島の木造聖観音菩薩坐像の造像が始まり、長暦2年に完成する。（胎内墨書）
平治 元年	1159	平治の乱で敗れた源義朝と京より東走したその子頼朝が、守山宿で土民の襲撃をうける。（『平治物語』）
元暦 元年	1184	『山槐記』に近江の景勝地として吉水郷がみえる。（『近江国注進風土記』）
建保 元年	1213	後鳥羽上皇が延暦寺領の野洲新庄を六月会勅使の用途に充てる。（『慈鎮和尚伝』）
弘長 2年	1262	守山宿について記載がある。（『関東往還記』）
永仁 7年	1299	笠原綱江神社の鰐口が造られる。（『鰐口銘文』）
建武 元年	1334	領家職仁助が代々相伝の吉見庄の半分を玄観御坊に与える。（『新編諸宗教蔵総録裏書』）
応永 4年	1397	足利義満は、欲賀郷内中里の地を本間詮季および同季光に宛がう。（本間文書）
応永 5年	1398	川田、小島、北村の築衆が、三上神社に毎年公用3貫文と贄を納める約束で築漁の請文を出す。（三上神社文書）
応永 6年	1399	勝部神社社殿が再建される。（同社棟札）
応永 13年	1406	近江妙蓮を足利義満に献上する。（『江源日記』）
応永 29年	1422	下新川神社が、神田の寄付を受けて社殿を造営する。（同社棟札）
嘉吉 2年	1442	己爾乃神社に伝わる経筒が造られる。（経筒銘文）
文安 元年	1444	宗祐淨観らが大般若経六百巻を新宮神社に奉納する。

年号	西暦	記事
長禄3年	1459	白川寺寺領として近江野洲郡明見庄の記事がある。このころ野洲郡が南、北の二郡に分かれる。蓮如が播磨田門徒に十字名号を、中村西道場・下中村北道場・阿迦井三橋惣道場へ、方便法身尊号を下付する。
長禄4年	1460	蓮如が金森・山賀・荒見道場に方便法身尊号を下付する。
寛正6年	1465	比叡山衆徒の大谷本願寺破却によって、蓮如は高弟道西が住む金森に親鸞御影を移し寄住する。(金森日記抜)
文正元年	1466	一向宗門徒と比叡山衆徒との合戦が再度繰り上げられる。金森合戦。(『本福寺跡書』)
応仁2年	1468	六角高頼と京極持清との東西軍の攻防戦で、守山が戦禍を受ける。(『碧山日録』)
文明9年	1477	蓮如が赤野井道場に親鸞蓮如連坐像を下付する。
文明年間	1469 ～ 1487	少林寺は、一休宗純の嗣法の桐嶽紹鳳が開基すると伝える。(同寺伝)
長享元年	1487	野洲川の戦いで細川政元、高頼の軍を討つ。
明応元年	1492	将軍足利義植、三井寺の陣を払い、守山に1泊し、翌日金剛寺に着陣する。(『蔭涼軒日録』)
大永4年	1524	本像寺の石造題目塔が造立される。(題目塔銘文) 金森で青年期を過したとされる大名・金森長近生まれる。
大永6年	1526	永正2年に焼失した小津神社が、延暦寺僧実観明舜坊の勸進により再建される。(同社記)
天文6年	1537	野洲川の洪水を記す最も古い記録。(『江源武鑑』)
天文13年	1544	近江国内の河川が大洪水となり、堤防150余カ所が決壊する。(『江源武鑑』)
永禄8年	1565	足利義昭が矢島に移る(矢島御所)。(『足利季世記』)
永禄12年	1569	藤田伝五の親類とされる、藤田彦左衛門尉貞勝が仏涅槃図を観音寺に寄進する。(同涅槃図裏書)
元亀元年	1570	御倉職の立入宗継が入京を促す勅使として信長を迎える。(『道家祖看記』)
元亀3年	1572	佐久間信盛が勝部神社を陣所とし、金森城・三宅城を攻略する。(『年代記抄節』) 織田信長は、朱印をもって金森に楽市楽座を開かせて諸役を免除させる。(『善立寺文書』)
文禄3年	1594	豊臣秀吉が大願主とし、勝部神社の御宝殿が造営される。(同社棟札)
慶長5年	1600	徳川家康が赤野井他8ヶ村に対する禁制を発給する。(『諏訪家関係資料』)
慶長9年	1604	今宿村に一里塚が設けられる。(『徳川実紀』)
元和元年	1615	蓮生寺本堂が再建される。(同社棟札)
寛永19年	1642	守山宿が中山道の正式な宿場として制札が与えられ、伝馬、駄賃の制が定まる。
明暦元年	1655	守山宿に朝鮮通信使が宿泊する。(『日朝関係史研究』)
享保4年	1719	田中幸右衛門が播磨田の樋を完成させる。
享保17年	1732	干ばつによる凶作のため、各村で飢饉が起こる。(『蓮花立覚留日記』)
享和元年	1801	馬路石邊神社が再建される。(同社棟札)
享和3年	1803	大雨により、野洲川の川上から出水し、大日堂が浸水する。(『花覚日記』)
文化2年	1805	伊能忠敬、第五次測量の際、光照寺に宿泊する。(同寺伝)
文化5年	1808	考古学、鉱物学の先駆者と評される木内石亭没す。(墓碑は本像寺に所在)
文化6年	1809	赤野井東別院の本堂が再建される。(同寺伝) 一説に文化7年。
文化12年	1815	野洲川の洪水で笠原大藪堤防が決壊、蜷江神社が倒壊し、家屋も流出する。(『河西誌』)
天保13年	1842	幕府の検地に反対して農民一揆が起こる。(『天保義民史』)
明治元年	1868	守山宿が廃され、守山駅となる。
明治4年	1871	守山全域が大津県の管轄となり、翌年滋賀県に改称される。
明治5年	1872	岡田逸治郎が石田川を開削し、赤野井港に達する水運を開く。
明治6年	1873	東門院境内に守山初の小学校が開校する。
明治11年	1878	天満宮の三十六歌仙絵完成。(裏書)
明治12年	1879	守山村に郡役所を置く。
明治22年	1889	町村制施行により、守山・物部・小津・玉津・河西・速野・中洲の7ヶ村ができる。
明治29年	1896	台風による野洲川の出水により、川田、今浜などの堤防が決壊し、被害が広範囲に及ぶ。
明治37年	1904	野洲郡守山村が守山町となる。
明治45年	1912	国有鉄道の守山駅が設置される。
大正2年	1913	台風により笠原堤防が決壊し、多数の死者を出す大惨事となる。
大正3年	1914	栗太郎教育会により古高俊太郎顕彰碑が福寿院境内に建立される。
大正13年	1924	ゲンジボタルの発生地が国の天然記念物の指定地となる。
昭和16年	1941	野洲郡守山町と栗太郎物部村が合併し、野洲郡守山町となる。
昭和20年	1945	米艦載戦闘機が来襲し、守山駅の列車を掃射する。
昭和28年	1953	台風13号による野洲川の洪水で、中主町六条地先野洲川北流の右岸堤防および今浜、笠原の堤防が決壊し、広範囲に被害が広がる。
昭和30年	1955	守山町、小津・玉津・河西・速野村の1町4カ村が合併し、守山町が誕生する。
昭和32年	1957	中洲村のうち、新庄・服部・立田・幸津川・小浜の区域が守山町に編入合併する。
昭和33年	1958	南喜一郎がホタルの人工飼育に成功する。
昭和35年	1960	国の天然記念物であるゲンジボタルの発生地が指定解除となる。

年号	西暦	記事
昭和 39 年	1964	琵琶湖大橋が竣工開通する。これにより堅田－木浜間の定期航路が廃止となる。
昭和 40 年	1965	台風 24 号による野洲川の洪水で、今浜および川田の堤防が決壊する。 野洲川が 1 級河川指定となる。
昭和 43 年	1968	守山町文化財保護条例制定。
昭和 45 年	1970	守山町が市制施行により守山市となる。
昭和 46 年	1971	野洲川改修工事の起工式を行う。 第一次守山市総合発展計画が定まる。
昭和 49 年	1974	服部遺跡の発掘調査が始まる。
昭和 54 年	1979	野洲川放水路の通水式を行う。
昭和 55 年	1980	埋蔵文化財センターが完成する。 モリヤマメロンの栽培を開始する。
昭和 63 年	1988	野洲川放水路記念広場ができる。
平成 2 年	1990	市民運動公園内にほたるの森資料館が完成する。
平成 3 年	1991	中山道宿場会議が守山市で開催される。
平成 4 年	1992	伊勢遺跡から弥生時代後期としては全国最大規模の高床式建物跡が出土する。
平成 5 年	1993	二ノ畦・横枕遺跡から弥生時代中期の巨大環濠集落跡が出土する。
平成 6 年	1994	八ノ坪遺跡から衣笠の立ち飾りなど強大豪族の存在を示す遺物が出土する。
平成 7 年	1995	小津神社の長刀まつり保存館が完成する。 野洲川暫定通水 15 周年記念碑を野洲川改修記念公園内に建立する。
平成 9 年	1997	下長遺跡から、儀杖と傾斜独立棟持柱付建物跡が出土する。
平成 10 年	1998	下之郷遺跡から弥生時代中期の 9 重の環濠集落跡が出土する。
平成 11 年	1999	伊勢遺跡の高床式建物跡で祭祀と政治一体から、分離過程を示す発見。
平成 12 年	2000	ほたる条例と情報公開条例を施行する。 守山市公文書館開館。 下之郷遺跡から方形区画溝建物跡が出土する。方形区画としては国内最古。
平成 13 年	2001	旧野洲川跡地でびわこ地球市民の森の森づくりが始まる。
平成 16 年	2004	野洲川改修事業完成記念式典・記念碑を建立。 下之郷遺跡から特殊な区画溝と建物跡を発見。
平成 18 年	2006	600 年ぶりに足利義満をまつる京都・鹿苑寺（金閣寺）に近江妙蓮を献上。 野洲川歴史公園田園空間センター（田園空間博物館）を開設。
平成 20 年	2008	近江中山道宿場会議守山大会が開催される。 中山道街道文化交流館がオープン。
平成 22 年	2010	中山道守山宿にぎわい広場がオープン。 下之郷史跡公園がオープン。
平成 23 年	2011	第 5 次守山市総合計画『「わ」で輝かせようふるさと守山』がスタート。
平成 24 年	2012	歴史文化まちづくり館（守山宿・町家“うの家”）がオープン。
平成 25 年	2013	守山都市ブランド化戦略方針を策定。
平成 26 年	2014	守山まるごと活性化プランを策定。 野洲川改修の暫定通水から 35 年目を迎える。
平成 29 年	2017	勝部火まつり交流館がオープン。 幸津川自治会と勝部自治会が勝部火まつり菜の花協定を締結。 守山市環境学習都市宣言制定記念式典を開催。 琵琶湖サイクリストの聖地碑を設置。
平成 30 年	2018	滋賀の日本遺産「琵琶湖とその水辺景観－祈りと暮らしの水遺産」に大庄屋諏訪家屋敷、近江のケンケト祭り・長刀振りの鮒ずし切りの神事、慈眼寺、守山の湧水とホテルが追加認定。 さづかわ伝統文化保存会館が完成する。 大庄屋諏訪家屋敷がオープン。 新守山市立図書館がオープン。
令和元年	2019	守山市民俗資料収蔵庫を開設。 「灯りをつなぐ、守山 2019」がギネス世界記録に認定。
令和 2 年	2020	市制施行 50 周年を迎える。
令和 3 年	2021	もりやまエコパーク交流拠点施設がオープン。 東京オリンピック聖火リレー、守山市内では 15 人のランナーが聖火をつなぐ。 市制施行 50 周年記念式典を開催。

資料：「守山市史」、「守山市誌」および「守山市統計書」より引用し、改編

2. 文化財の概要

2-1. 指定等文化財

本市の指定等文化財について、文化財類型（6類型）に分類されるものは令和3年（2021）8月末現在で101件となります。

指定等の主体別にみると、国指定・認定・選択20件、国登録1件、県指定・選択20件、市指定60件となります。種類別では、有形文化財が79件と最も多く、次いで記念物13件、民俗文化財9件となります。

指定等文化財件数一覧（令和3年（2021）8月末現在）

種類	分類	国					県		市	総計
		指定	認定	選択	選定	登録	指定	選択	指定	
有形文化財		13	3			1	13		49	79
	建造物	5	3			1	1		9	19
	美術工芸品	8	-			-	12		40	60
	絵画	-	-			-	3		10	13
	彫刻	7	-			-	4		15	26
	工芸品	-	-			-	3		1	4
	書跡等	-	-			-	2		5	7
	考古資料	-	-			-	-		3	3
	歴史資料	1	-			-	-		6	7
無形文化財		-		-		-	-		-	-
民俗文化財		1		1		-	-	5	2	9
	有形の民俗文化財	-		-		-	-		1	1
	無形の民俗文化財	1		1		-	-	5	1	8
記念物		2				-	2		9	13
	遺跡	2				-	1		7	10
	名勝地	-				-	-		-	-
	動物、植物、地質鉱物	-				-	1		2	3
文化的景観					-					-
伝統的建造物群					-					-
総計		16	3	1	-	1	15	5	60	101
		20					20			

－：該当なし 網掛け：対象外

※国認定とは重要美術品を指す

学区別の指定等文化財の所在状況をみると、守山学区が24件と最も多く、次いで吉身学区（16件）、小津学区および中洲学区（15件）となりますが、これらの学区以外にもすべての学区に指定等文化財が所在しています。

時代区分でみると、中世の文化財が52件と最も多くなります。中世の文化財は、守山学区および玉津学区にそれぞれ10件所在する他、各学区で5件以上所在しています。原始および古代の文化財は合わせて25件となり、守山学区および吉身学区に比較的多くみられます。近世の文化財は13件となり、守山学区および小津学区に比較的多くみられます。一方で、近代以降の文化財について、現時点で指定等は行われていません。

学区別時代区分別 指定等文化財件数一覧（令和3年（2021）8月末現在）

時代区分	学区							総計
	守山	吉身	小津	玉津	河西	速野	中洲	
原始	1	1	-	-	-	-	-	2
古代	4	7	3	1	3	1	4	23
中世	11	5	6	10	5	6	9	52
近世	4	2	4	2	1	-	-	13
近代以降	-	-	-	-	-	-	-	-
時代を定めず(記念物)	1	-	-	1	1	-	-	3
時代を定めず(民俗文化財)	3	1	2	-	-	-	2	8
総計	24	16	15	14	10	7	15	101

－：該当なし

(1) 有形文化財

1) 建造物

有形文化財のうち、建造物は中世から近世にかけての社寺建築や石造物を主として、19件が指定、登録されています。

社寺建築は、室町時代の特色をよく示す三間社流造の「勝部^{かつべ}神社本殿^{じんじやほんでん}」(国指定)や「小津神社本殿^{おつじんじやほんでん}」(国指定)、江戸時代前期の真宗寺院の様式を今に伝える「蓮生寺本堂^{れんしやうほんどう}」(県指定)、安土桃山時代の様式の特色を良く残す一間社流造りの「小津神社三之宮本殿^{さんのみやほんでん}」(市指定)等があります。また、近世民家の建造物として「北川家住宅土蔵^{きたがわけじゆうたくどぞう}」(国登録)があります。

石造物は、鎌倉時代の石造宝塔として我が国の代表的な作品の一つである「懸所宝塔^{かけしよほうとう} (石造^{せきぞう})」(国指定)のほか、滋賀県内の鎌倉時代の板碑として貴重な「石造板碑^{せきぞういたび}」(西蓮寺、観音寺、市指定)、近世の守山宿に関わる「石造常夜灯^{せきぞうじやうやとう}」(樹下神社、市指定)等があります。



(国指定)勝部神社本殿



(国指定)懸所宝塔
(金森御坊)

2) 美術工芸品

美術工芸品としては、主に奈良時代から室町時代の仏教美術・神道美術に関わる彫刻、絵画、工芸品など60件が指定されています。

彫刻では、神仏習合の思想をよく示し我が国三神像の一つにも数えられる「木造宇迦乃御魂命坐像^{もくぞううかのみたまのみことざざう}」(小津神社、国指定)のほか、平安時代の仏像である「木造十一面観音立像^{もくぞうじゅういちめんかんのりゅうざう}」(福林寺、国指定)や「木造薬師如来坐像^{もくぞうやくしにょらいざざう}」(東福寺、国指定)、三宅町に伝わる「木造仏頭^{もくぞうぶつとう}」(薬師堂安置・蓮生寺、国指定)、国内でも数例を数える貴重な一休像とされる「木造一休和尚坐像^{もくぞういっしきやうおしやうざざう}」(少林寺、市指定)等が所在しています。



(県指定)絹本著色一休宗純像墨溪筆(少林寺)

絵画では、通称・朱太刀像と呼ばれる一休頂相の代表例で、その版本とともに伝わる「絹本著色一休宗純像墨溪筆附一休宗純像板木^{けんほんちやくしよくいっしきやうそうじゆんぞうぼつけいひつ}」(少林寺、県指定)のほか、蓮如上人から下付された親鸞聖人と上人の連坐像である「絹本著色大谷本願寺親鸞聖人御影^{けんほんちやくしよくいっしきやうおしやうざざう}」(聞光寺、市指定)や「絹本著色親鸞聖人御影」(慶先寺、市指定)、江戸時代の作で市内で唯一完全に揃った歌仙絵である「三十六歌仙絵^{さんじゅうろっかせんえ}」(天満宮、市指定)等があります。

工芸品では、「鱧口^{わにぐち}」(蜷江神社、県指定)、「銅水瓶^{つぶえ}」(己爾乃神社、県指定)、「銅鐘^{どうしやう}」(下新川神社、県指定)等があります。

書跡等では、「紙本墨書称讚浄土仏撰受経^{しほんぼくしよしょうじんじやうどぶつしやうじゆきやう}」(蓮生寺、県指定)や「紙本墨書大般若波羅蜜多経^{しほんぼくしよだいぱんやみつたきやう}」(円福寺、市指定)、「紙本墨書宗源宣旨^{しほんぼくしよそうげんせんじ}」(下新川神社、市指定)等が挙げられます。

考古資料は、飛鳥時代の益須寺跡に関わる「単弁蓮華文周縁鋸齒文燈瓦^{たんべんれんげもんしゆうえんきぎよしもんあぶみがわら}」(市指定)等があります。



(国指定)木造仏頭
(三宅町 薬師堂安置)

歴史資料は、下新川神社に伝わる「木製下新川神社神階篇額」^{もくせいしもにいかわじんじやしんかいへんがく}や「木製下新川神社棟札」^{もくせいしもにいかわじんじやむなふだ}（ともに市指定）、近世の中山道に関わる「木製高札」^{もくせいこうさつ}（東門院、市指定）、大庄屋であった諏訪家に伝来した「諏訪家関係資料」（市指定）等があります。

（2）民俗文化財

1）有形の民俗文化財

有形の民俗文化財としては、中山道沿いに所在する延享元年（1744）の年記をもつ「石造道標」^{せきぞうどうひょう}が市の有形民俗文化財に指定されています。



（国指定）近江のケンケト祭り
長刀振り（小津神社）

2）無形の民俗文化財

無形の民俗文化財としては、小津神社と下新川神社で傳承される祭礼芸能「近江のケンケト祭り長刀振り」が国の重要無形民俗文化財に指定されるとともに、記録作成等の措置を講ずべき国の選択無形民俗文化財に選定されています。また同祭礼については「長刀踊」^{ながなたおどり}として、県の選択無形民俗文化財にも選ばれています。



（県選択）古高の鼓踊り
（大將軍神社）

その他、「火まつり」^ひ（勝部神社および住吉神社）、「古高の鼓踊り」^{こおどり}（大將軍神社）^{たいしょうぐん}がそれぞれ県の選択無形民俗文化財に選ばれており、馬路石邊神社の「豊年踊り」^{ほうねんおど}は市の無形民俗文化財に指定されています。

（3）記念物

記念物のうち、遺跡（史跡）については弥生時代の集落遺構をはじめ古墳や旧境内地、近世の宿場や庄屋に関わる遺構など10件、また動物、植物、地質鉱物（天然記念物）として植物3件が指定されています。なお、名勝地（名勝）は指定されていません。

1）遺跡（史跡）

遺跡は、弥生時代の大型環濠集落跡として滋賀県最大規模を誇る「下之郷遺跡」（国指定）や大型掘立柱建造物を含む建物群が整然と配され、政治・祭祀の中核地として機能したと考えられる「伊勢遺跡」（国指定）が挙げられます。



（市指定）寺山古墳群
（寺山古墳1号墳）

また、古墳時代の遺跡としては「古高古墳群」および「寺山古墳群」（いずれも市指定）、中世～近世は主に境内地である「聞光寺庭園」や「蜷江神社境内」、「蓮生寺境内」（いずれも市指定）等があります。

近世の遺跡としては、滋賀県内に唯一残る中山道沿いの一里塚「今宿一里塚」^{いまじゆくいちりづか}（県指定）、守山宿の加宿・今宿に所在する「山本正右衛門家住宅」（市指定）等の中山道守山宿に関わる遺跡とともに、大庄屋の屋敷や庭園である「大庄屋諏訪家屋敷」（市指定）が挙げられます。



（市指定）蜷江神社境内

2) 動物、植物、地質鉱物（天然記念物）

植物は、市花である近江妙蓮が所在する「大日堂の妙蓮およびその池」（県指定）をはじめ、「銀木犀」（少林寺、市指定）、オハツキイチョウ（東門院、市指定）が挙げられます。



（市指定）銀木犀（少林寺）

（4）埋蔵文化財

市内に分布する埋蔵文化財包蔵地は、150 箇所が周知されています。うち、集落跡が 88 箇所と最も多く、ついで城館跡 24 箇所、古墳 16 箇所、社寺跡 15 箇所となっています。

学区別では、守山学区が 45 箇所と最も多く、集落跡が集積している傾向にあります。城館跡は、小津学区および中洲学区に比較的集積している状況です。

周知の埋蔵文化財包蔵地件数一覧（令和3年（2021）8月末現在）

種類	学区							総計
	守山	吉身	小津	玉津	河西	速野	中洲	
古墳	7	4	2	1	2	-	-	16
集落跡	26	11	18	9	17	3	4	88
城館跡	7	1	6	1	1	3	5	24
社寺跡	3	5	5	1	1	-	-	15
集落跡・社寺跡	-	1	1	-	-	-	-	2
集落跡・城館跡	1	-	-	-	2	-	-	3
散布地	1	-	-	-	-	-	-	1
水路跡	-	1	-	-	-	-	-	1
総計	45	23	32	12	23	6	9	150

-：該当なし

2-2. 未指定文化財

市内に所在する未指定文化財については、昭和40年代より滋賀県による文化財悉皆調査（建造物、美術工芸品、民俗）、本市および民間団体等による文化財等調査（美術工芸品等）により把握が行われており、令和3年（2021）8月末現在で把握されている未指定文化財は1,059件となります。

種類別では、有形文化財635件（うち美術工芸品560件、建造物75件）と最も多く、次いで民俗文化財319件、記念物99件と続きます。

学区別では、玉津学区が美術工芸品（絵画）を中心に201件と最も多く、次いで速野学区181件、吉身学区178件、守山学区136件となります。速野学区では有形の民俗文化財が、吉身学区および守山学区では美術工芸品の歴史資料が比較的多く把握されています。

文化財等調査により把握された未指定文化財件数一覧（令和3年（2021）8月末現在）

種類	分類	学区							市全域	市外	不明	総計
		守山	吉身	小津	玉津	河西	速野	中洲				
有形文化財		97	162	76	111	43	53	75	7	4	7	635
	建造物	14	11	3	17	11	6	12	1	-	-	75
	美術工芸品	83	151	73	94	32	47	63	6	4	7	560
	絵画	13	-	22	41	3	22	13	-	-	-	114
	彫刻	10	8	3	6	4	4	8	-	-	-	43
	工芸品	4	1	1	4	-	1	8	-	-	-	19
	書跡等	22	8	31	21	15	14	17	-	4	7	139
	考古資料	-	1	-	-	-	-	2	-	-	-	3
	歴史資料	30	133	16	21	10	6	14	6	-	-	236
	その他・複合	4	-	-	1	-	-	1	-	-	-	6
無形文化財		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
民俗文化財		18	2	27	79	24	115	25	28	-	1	319
	有形の民俗文化財	2	-	1	60	-	80	9	-	-	-	152
	無形の民俗文化財	16	2	26	19	24	35	16	28	-	1	167
記念物		19	13	18	10	16	13	7	1	-	2	99
	遺跡	17	12	13	5	13	8	6	-	-	2	76
	名勝地	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1
	動物、植物、地質鉱物	2	1	5	4	3	5	1	1	-	-	22
文化的景観		-	-	-	1	-	-	-	1	-	-	2
町並み		2	1	1	-	-	-	-	-	-	-	4
総計		136	178	122	201	83	181	107	37	4	10	1,059

－：該当なし

資料：滋賀県資料および各種調査報告書ほか

(1) 有形文化財

1) 建造物

建造物として、滋賀県による調査等により主に近世から近代にかけての民家が把握されています。これらは市域全体に分布しているものの、その一部については既に現存していないものもみられます。その他、市内最大の五輪塔である東光寺五輪塔（室町時代）等の主に中世の石造物が確認されています。

2) 美術工芸品

令和2年度（2020）に本市が実施した文化財調査（美術工芸品）の未指定文化財の把握傾向として、社寺等の団体が所有する絵画では、御影や絵伝といった真宗文化にまつわる作品や涅槃図等の各法要で用いられる仏画が多く、個人蔵では、近江ゆかりの画家を含む近世絵画の作品が多数確認されました。

彫刻では指定文化財の周辺に、まとまった状態で同時代の破損仏が所在している薬師堂（三

宅町)等の事例も確認されています。

工芸品では、寺院を中心に現在でも使用される梵音具が伝来し、書跡等では、社寺や地区に伝来する文書群が多数確認され、今後の目録化や詳細調査が望まれます。また、社寺等においては一具として揃った状態の大般若経が複数確認されており、特に野洲川流域の各寺院が共有して継承してきた事例があります。

考古資料では、社殿、仏堂の旧屋根材とおもわれる軒瓦等が把握され、歴史資料では守山市所有の絵図に加えて、勝部神社等の建物や神輿の再建を伝える棟札等が複数点確認されています。

(2) 民俗文化財

有形の民俗文化財として、滋賀県による民具収集調査にて住民より寄贈された漁具(木浜町、赤野井町等)が多数収集されています。また本市に市民から寄贈された農具・漁具等について、守山市民俗資料収蔵庫に保管を行っています。

無形の民俗文化財として、本市および滋賀県による民俗調査等により、子供相撲(西方寺・小島町)等の行祭事の他、市内各地の民謡・歌謡が確認されています。

(3) 記念物

遺跡は、滋賀県等による中世城郭分布調査や中近世古道調査(中山道)、遺跡分布調査等により、市内の中世城郭跡や中山道沿道の遺跡、戦争遺跡等が把握されています。

その他、滋賀県等による調査により、近世の庭園のほか、ハマヒルガオ(今浜町美崎)やヨシ地(木浜町)等の希少な植物群落、ホタル(ゲンジボタル)生息地等が確認されています。

(4) 文化的景観、町並み

文化庁および滋賀県等による文化的景観や町並みに関する調査により、湖岸集落(赤野井町)や中山道守山宿および加宿(今宿、吉身)等が確認されています。

2-3. 地域資産

地域資産については、市制施行30周年記念事業として実施された、各学区で大切にされてきた社寺や名所、いわれのある名木、伝承・言い伝え等を取りまとめた「学区歴史街道マップ」をはじめ、町史・地域史、守山まるごと活性化プランにて作成・発行したマップ等の既往文献より、本市の歴史文化に関わる資産を抽出しました。

指定等文化財および未指定文化財を除き、令和3年(2021)8月末現在で把握する地域資産は653件となり、うち人文に関わるものが577件、自然に関わるものが76件となります。

地域資産件数一覧(令和3年(2021)8月末現在)

種類等	学区							市全域	市外	総計
	守山	吉身	小津	玉津	河西	速野	中洲			
地域資産(人文)	98	50	62	81	94	92	71	21	8	577
地域資産(自然)	10	12	7	8	11	17	11	-	-	76
総計	108	62	69	89	105	109	82	21	8	653

ー：該当なし

資料：学区歴史街道マップ、その他学区・自治会資料等

主な地域資産について、概要は以下となります。

(1) 地域資産（人文）

1) 神社・寺院

市内の神社は、式内社の比定社・論社である小津神社、己爾乃神社、下新川神社、馬路石邊神社、新川神社、また国史見在社である勝部神社など61社に上ります。

一方、市内の寺院は123ヶ寺に上ります。これを宗派別でみると、真宗系が88ヶ寺と最も多く、次いで天台系が13ヶ寺、浄土宗6ヶ寺、禅宗系6ヶ寺、日蓮・法華宗5ヶ寺、時宗3ヶ寺、ほか単立寺院2ヶ寺が所在しています。これは、古代の益須寺をはじめ、天台宗の興隆や浄土信仰の流行、真宗の教線拡大など、古来守山の人々が多様な仏教を受け入れてきた証といえます。地域別にみると、守山学区や吉身学区の交通の要路周辺では天台、浄土、日蓮・法華、禅、時宗が、また純農地域の村々では真宗が定着した経緯があります。

各地の神社・寺院は、今も地域の人々の信仰の拠り所として守り継がれています。

2) 特産品・食文化・産業

本市では、市域の大半を占める平坦地の地形的特性と野洲川の豊かな水資源を背景に、多様で歴史ある特産品・食文化・伝統産業が育まれてきました。

<伝統野菜>

「矢島かぶら」は、矢島地区に伝わる伝統野菜で、このかぶらを矢島以外に植えると、なぜか本来の矢島かぶらが収穫できないといわれてきました。太陽の当たる葉や茎、かぶの地表に出ている部分が紫色で、土に隠れた部分は白色という鮮やかなツートンカラーと少し平べったい形が特徴です。永禄3年（1560）頃から栽培されていたらしく、「織田信長が江州に兵を進め、矢島の寺院を焼き、僧を殺害したが、その跡地にかぶらを蒔いたところ濃い紫色のかぶらができ



矢島かぶら

た」という言い伝えがあります。昭和40年代までは、毎年晩秋になると家の軒先の竹竿に大根と矢島かぶらを並べて干す風景は冬を迎える風物詩であり、つrikかぶらのみそ汁は独特の風味がありました。一時、かぶらの栽培が激減しましたが、地元を始めとした復活の取り組みなどにより滋賀県の「近江の伝統野菜」にも認定されています。

その他、江戸時代から続く「笠原しょうが」（笠原町）等が今も地域で栽培されています。

<食文化>

滋賀県の伝統食として有名な「フナずし」ですが、野洲川河口は昔から漁業が盛んな所であり、フナずしの材料であるニゴロブナが多くとれ、フナずしが盛んに漬けられてきました。

本市でも湖岸に近い小津学区、玉津学区、速野学区、中洲学区では、多くの家が昔からその家独自の風味あるフナずしを作ってきましたが、近年、フナずしを漬ける家は減少しています。幸津川町の下新川神社で毎年5月に行われる近江のケンケト祭り長刀振り（国無民）のすし切り祭りは、祭神である豊城入彦命が湖西から丸竿と丸筏で琵琶湖を渡りこの地に着いた折に、村人が鮒の塩漬けを焼いて献上した故事に由来しています。



フナずし

その他、滋賀県の伝統食文化調査において把握された伝統食として、赤野井町では日常的な食である「納豆餅」や小津神社長刀まつりの神饌のひとつである「もろこずし」が挙げられています。

金森町では、行事食として金森御坊で行われる正月の雑煮の席で出される「正月のコツコツ」や善立寺で行われる「にが菜会」の料理が挙げられています。その他、琵琶湖の湖魚を用いた「ゴリの佃煮」（木浜町）、アブラナ科の野菜である日野菜を漬けた「日野菜漬け」（木浜町）等があります。

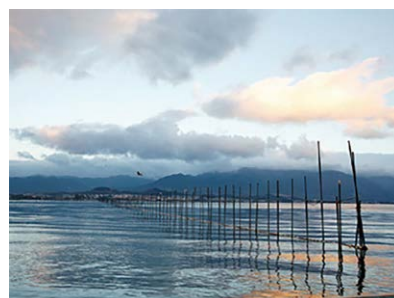
近年は、矢島かぶらを用いたレシピの開発など、地域による新たな郷土料理づくりも行われています。



にが菜会
資料：滋賀県

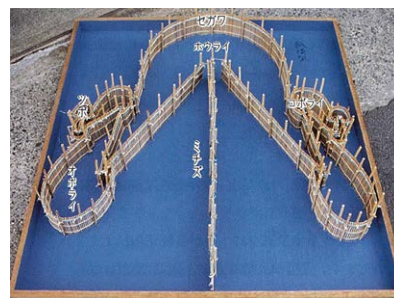
<伝統漁法>

琵琶湖の伝統漁法である「エリ漁（鰯漁）」は、魚が障害物にぶつかると、その障害物に沿って移動するという習性を利用した定置性の漁具を用いて行われる漁法で、かつて琵琶湖の冬の風物詩でした。エリ漁は古くから存在し、赤野井湾遺跡からは古墳時代のエリ跡が検出されています。



エリ漁

琵琶湖のくびれ部にあたる本市の木浜（現木浜港）は、魚の通路であり、また浅い湖底が広がっていることから特別多くの鰯が建てられ、また腕の良い鰯師が集中することから、エリ漁を行う浦々の中で親郷とよばれました。



エリの模型

「刺し網」はエリ漁について重要な漁法で、春になり北湖の魚が南湖に移動するとき、それを網にからませて捕る漁法です。定置であるエリ漁と異なり、都度場所を変えて網のカーテンを仕掛けるため、常に風と潮の具合をみて臨機応変に対処しなければなりません。赤野井や木浜をはじめ、各地で用いられました。その他、竹製のトラップを用いた「タツベ漁」や袋をつけた熊手のような漁具を船で曳く「シジミカキ」等がありました。

<その他産業>

赤野井湾では、昭和30年代初め頃より、湖固有のイケチョウガイを母貝とする淡水真珠の養殖が行われ、最盛期となる昭和40年代には琵琶湖の一大産業へと成長しました。その後、水質悪化や安価な海外産真珠の台頭により生産数は一時激減しましたが、現在、玉津小津漁業協同組合では、その技術を受け継ぎ、琵琶湖の環境保全活動に取り組みながら、新しい琵琶湖パールの生産に取り組み、ブランド化を目指しています。

また、市の農業振興として、地域特産品を育成しようとする動きの中で、昭和52年（1977）からモリヤマメロンの試作がはじまり、以来、高品質管理を徹底するなどの努力が実を結び、糖度が高く美味しいメロンとして、全国にその名が知られています。



淡水真珠（琵琶湖パール）



モリヤマメロン

3) 守山市の歴史にまつわる人物ゆかりの文化財

本市は、交通の要衝としての地の利を得るなかで当地を訪れた著名な人物も多く、また郷土の発展に尽力した人物、また全国的に活躍した人物を輩出するなど、本市の成り立ちのみならず、日本の歴史とも深く関わる人々の足跡が数多く残されています。

<蓮如上人>

浄土真宗中興の祖と称される蓮如上人（応永22～明応8年（1415～1499））は、寛正6年（1465）の大谷本願寺破却以後、近江国野洲郡金森（金森町）を拠点に周辺の道場（寺院）を訪れて、専修念仏の教えを広めていきました。このことから市内の真宗寺院には、真宗文化や蓮如上人にまつわる数多くの書跡や絵画が所蔵され、また旧跡や伝承が人々の間に今も受け継がれています。



蓮如上人像（善立寺）

<一休和尚と少林寺>

矢島町に所在する臨済宗大徳寺派の少林寺は、一休宗純（一休和尚）ゆかりの古刹として知られます。

少林寺は、文明年間（1469～1487）に一休和尚の弟子である桐嶽紹鳳とうがくしょうほうが開基し、一休和尚は一時逗留したといわれており、一休和尚にまつわる什物が数多く伝わるほか、境内には、一休和尚自らが植えたといわれる銀木犀（市指定）や一休和尚によって雷が封じ込まれているという伝承が残る「雷神井」（あるいは「雷池」）と呼ばれている古井戸があります。



少林寺

<足利義昭と矢島御所>

矢島御所は、後に室町幕府15代将軍となった足利義昭が応仁の乱を逃れ、永禄8～9年（1565～1566）の約1年間過ごした居館です。

永禄8年（1565）11月、兄である13代将軍足利義輝よしてるが殺害されたことによって、奈良・興福寺から脱出して、甲賀に身をひそめていた一条院覚慶かくけい（後の足利義昭）は、近江の六角氏を頼って矢島に入り、用意された矢島御所に滞在します。

永禄9年（1566）2月、ここで覚慶は還俗して「義秋」と名乗り、幕府の再興を目指しました。矢島御所は現在の自治会館あたりにあったと推定されています。



矢島御所跡

<立入宗継と立入町>

立入宗継（大永8～元和8年（1528～1622））は、戦国時代、禁裏御倉職（皇室の食費の出納や貴重品の保管を行う職）を努めた官人で、朝廷と織田信長との仲介役を努めて、信長と15代将軍足利義昭に上洛を促し、信長が世に出る機会を提供したことで有名です。

立入城（立入町）は、宗継の居城として、中世の土塁の跡とおもわれるものが現在も一部残されています。立入氏の菩提寺であった西隆寺（岡町）には、歴代城主のものと伝わる墓碑が5基残されています。



西隆寺

＜源頼朝と源内塚＞

平治元年(1159年)12月27日、当時十三歳の源頼朝は、平治の乱に敗れて、京から東国へ敗走する途中、野路(草津市)あたりから馬上で居眠りをし、父・義朝一行からはぐれて一騎で守山に入りました。その時、源内兵衛真弘らが頼朝の首を獲ろうと襲いかかりましたが、頼朝は「髭切り」と呼ばれる名刀で源内を一刀両断にしました。この時、村人たちは源内を哀れんで埋葬し、首塚(源内塚)として祀りました。



源内塚

＜藤田伝五と観音寺＞

藤田伝五(藤田行政)は、明智光秀の重臣であり、本能寺の変に際し光秀が謀反を相談した「明智五宿老」の一人とされています。

観音寺(水保町)は、明智光秀にゆかりの深い西教寺(大津市)の末寺であり、近年、ここを菩提寺とする藤田家が、伝五に連なる家系である可能性があることが判明しました。観音寺には、伝五の親類と考えられる藤田彦左衛門尉貞勝が永禄12年(1569)に寄進した絹本着色仏涅槃図(市有文)が大切に守り継がれています。



観音寺

＜金森長近と金森町＞

初代高山藩主・金森長近(大永4～慶長13年(1524～1608))は、大畑定近の子として生まれ、一族とともに出生地である美濃を離れ、青年期まで守山市金森で過ごしたことから金森の姓を名乗ったといわれています。

金森長近は、織田信長・豊臣秀吉・徳川家康、天下統一の三武将といわれる3人すべてに仕えた数少ない人物として、大野城(福井県大野市)や高山城(岐阜県飛騨市)、小倉山城(岐阜県美濃市)といった多くの城および城下町を築き、今も観光地として多くの人々を魅了しています。



金森長近公銅像
(高山市・城山公園)

資料：(一財)金森公顕彰会

＜木内石亭と本像寺＞

木内石亭(享保9～文化5年(1724～1808))は、江戸時代中期に活躍した弄石家で、考古学の先駆者と呼ばれています。

滋賀郡坂本に生まれましたが、栗太郡山田の郷代官家木内氏の養子となり、幼い頃から石類を愛し、本草学(博物学)なども学びながら、生涯を賭して石類の収集と探求に励みました。本像寺(今宿1丁目)は、木内家の菩提寺で、住職が石亭の弄石仲間であったことから、石亭の死後は同寺に葬られました。境内には墓碑が残るほか、石亭ゆかりの石が伝えられています。



木内石亭墓碑(本像寺)

<伊能忠敬と光照寺>

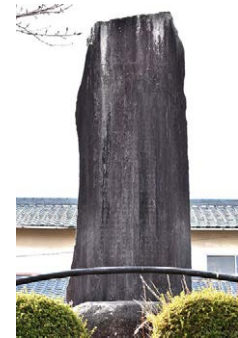
伊能忠敬（延享2～文政元年（1745～1818））は、江戸時代に全国各地を歩いて測量し、正確な日本地図を作成した人物として有名です。『伊能忠敬測量日記』（国宝、伊能忠敬記念館所蔵）によると、文化2年（1805）閏8月17日、忠敬60歳のとき、第5次測量のさなか、守山市域周辺の測量を行い、光照寺（木浜町）に宿泊しています。またこのとき、測量隊の一隊は木内石亭の奇石を鑑賞しています。



鵜飼彦四郎の碑（立光寺）

<天保義民・鵜飼彦四郎>

天保13年（1842）、江戸幕府は、湖南一帯で年貢を多く取り立てるために、不当な検地を強行しようとしてしました。野洲郡では、周辺の庄屋たちが立光寺（立田町）に集まり、これを阻止するために話し合いを重ね、民衆も巻き込んで嘆願書を提出するなどの反対運動を繰り広げました。この時、反対運動の中心となったのが鵜飼彦四郎でした。この反対運動により、事実上撤回させる「検地10万日の日延べ」を勝ち取りました。彦四郎は首謀者の一人として厳しい取り調べを受け、村に戻ることは叶いませんでしたが、立光寺境内には当時のまま本堂が残され、鵜飼彦四郎を尊ぶ碑が建てられています。



古高俊太郎顕彰碑（福寿院）

<古高俊太郎と古高町>

幕末、勤皇の志士として名をはせた古高俊太郎（文政12～元治元年（1829～1864））は、古高町の出身です。著名な池田屋事件の前に新撰組に捕らわれ、36歳の若さで斬首された彼の功績をたたえて、福寿院（古高町）境内に顕彰碑が建つほか、町内に「古高俊太郎先生誕生地」の道標が建てられています。



田中幸右衛門顕彰碑
（播磨田町）

<田中幸右衛門と播磨田樋>

播磨田（播磨田町）は、良質な米の産地として有名でしたが、水利には恵まれず、たびたび干害に苦しんでいました。播磨田村の庄屋田中幸右衛門は、野洲川から水を引くことを考え、大工事の末、享保4年（1719）に播磨田の樋を完成させました。明治34年（1901）に、幸右衛門の偉業をたたえ、有志により顕彰碑が建てられました。

<岡田逸次郎と石田川運河>

岡田逸次郎は、天保10年（1839）、野洲郡吉身村（守山市吉身）出身の、明治時代の守山を代表する人物の一人です。鉄道がなかった当時の市域において石田川を開削し、琵琶湖と内陸部を結ぶ運河として活用する事業を展開するなど、市の発展に尽力しました。慈眼寺（吉身1丁目）境内に、その功績を記した顕彰碑が建てられています。



岡田逸次郎之碑（慈眼寺）

4) 野洲川の恵み

野洲川デルタの一带は、野洲川の伏流水が豊富に流れ湧水や流路として各地に湧き出ること、古来、生活用水やかんがい用水、水運などとして人々の生活を潤してきました。

『日本書紀』には、持統天皇7年(693)に近江国益須郡の都賀山^{つがやま}で醴泉が湧き、人々の病を癒やしたとの記載があります。現在の守山小学校に隣接するあまが池(甘香池)は、醴泉の推定地のひとつとされています。

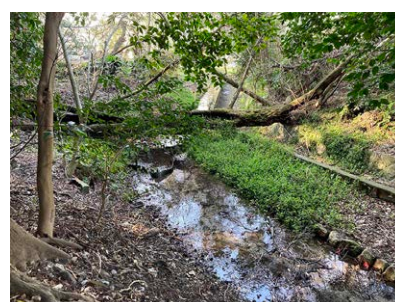
江戸時代には、野洲川の堤防の下に樋を埋設し、河道を流れる流水や地下の伏流水を積極的に利用するようになります。田畑を耕し米や野菜を育て、各集落を流れる水路からカワト(川戸場)に引き入れた水やドッコイショと呼ばれる自噴井戸の水を使い炊事や洗濯を行いました。さらに、琵琶湖から内陸に至る運河が整備され、上流部には船着場がつくられるなど、舟による物資の輸送が行われました。

大正9年(1920)と現在の市内の水路網の変化をみると、消滅したため池や湧水がある一方、鉄道周辺の内陸部から琵琶湖岸に至る多くの水路が、現在も網の目のように市内に広がっている様子がうかがえます。

河川敷・堤防には多様な植物が生え、そこをすみかにした昆虫や鳥などを見かけることができ、市の花である妙蓮が咲く大日池や、ホタルが生息する湧水池や水路など、暮らしと自然が共生する水辺の環境が市内各地に残されています。

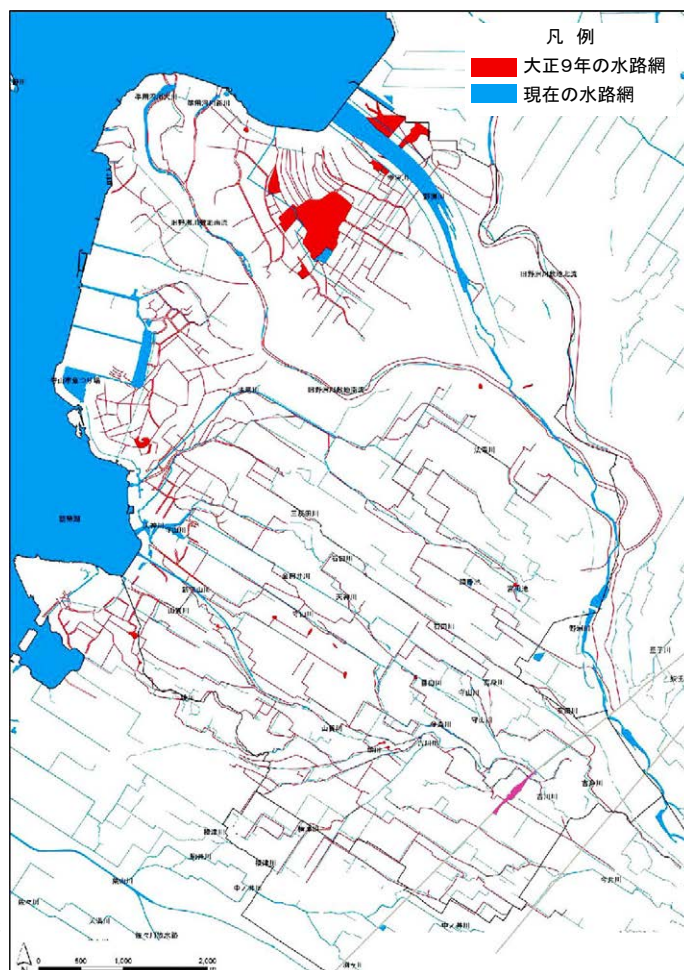


金ヶ橋の湧水(金森湧水公園)



船着場跡(馬路石邊神社)

守山市水路網図(大正9年と現在の水路網の重ね図)



資料:「守山まるごと活性化プラン資料編」
(提供:中央大学理工学部人間総合理工学科環境デザイン研究室)

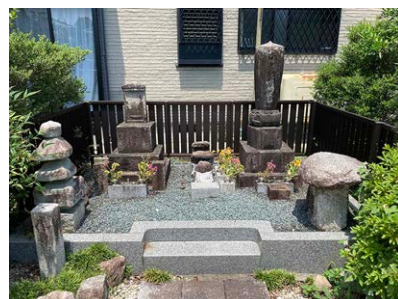
5) 水にまつわる伝説

<帆柱観音>

吉身の中山道沿いに所在する天台宗寺院・慈眼寺じげんじの秘仏本尊は「帆柱の観音さん」の名で親しまれています。その由緒は、宗祖である伝教大師最澄が入唐求法のため海を渡り、翌年、船で帰国の折に嵐に遭遇。その際に十一面観音に祈りを捧げると、海上に観音が現れ、無事に日本に帰ることができたことに由来します。その感謝と人々の航海の安全を願い、折れた帆柱に十一面観音を刻み、帆柱観音と名付け、この慈眼寺を建立し安置しました。かつては福井方面からも漁師や船舶関係者がお参りに来ていたともいわれます。

<尼ガ池の伝説>

旧中山道と県道 145 号が交わる焰魔堂町の交差点を草津側に少し過ぎたところの住宅に囲まれて、古い「住蓮房母公墓」の石標と、「尼の池」とだけ記された小さな石碑が並んでおり、尼ガ池にまつわる伝説が残されています。いわく、住蓮房じゅうれんぼうが捕らえられて馬淵(現近江八幡市)で処刑になると聞きつけた母が、京都から駆けつけてきます。しかし、焰魔堂まで来た時、既に住蓮房が処刑されたことを知って悲嘆のあまり尼ガ池に身を投じて我が子の後を追った、というものです。現在、尼ガ池はもう跡形もありません。昭和初期にはまだ池の跡が認められたようです。



住蓮房母公の墓(焰魔堂町)

<蜷江神社のタニシ>

蜷江神社のある笠原町では、「おツブさん」というタニシへの敬意をこめた呼称が今でも残ります。当社の縁起は、「蜷江の名は、野洲川の決壊で流出した神輿たにしが守ったことに由来する」とあります。この地域では、信仰心からタニシを決して食べることはなく、タニシを粗末にしたりすると必ず罰があたるといわれてきました。また、昔大きなタニシが雷を蓋で防いだことがあったとも伝わります。境内には、「おツブさん池」と呼ばれる池があり、昔はたくさんタニシが生息していましたが、野洲川の大改修による渇水でいなくなり、現在は菖蒲池になっています。



御蜷池之碑(蜷江神社)

<お満灯籠>

昔、鏡村(現竜王町)で相撲があり、お満という村娘が比良の八紘山という美男の力士に恋心をもやしました。お満がその切なる想いを打ち明けたところ、八紘山は百夜湖上を通い詰めたら想いを叶えようと言います。その言葉を信じてお満は九十九夜通い続けますが、百日目に灯明が消され、お満は荒れ狂う波間にのみこまれました。遺体が流れ着いた場所が美崎の湖岸であったといわれています。春先、比良山から吹き下ろす大風によって遭難したお満の霊を慰めるために「お満灯籠」が建てられた



お満灯籠(琵琶湖大橋料金所横)

とされ、比良の八荒が終ると春が来るといわれています。現在、お満灯笼は市内の二か所（琵琶湖大橋料金所横、樹下神社付近）に建てられ、樹下神社では今でも旧暦2月24日にお満を供養する「硫黄夜祭」が行われています。

＜愛の方明神＞

天文8年（1539）、戸田村（現在の立田町）の堤防が切れ、人家が100戸以上も流され、翌年にもまた、直したばかりの堤防が切れてしまいました。さらに、天文12年、13年（1543、1544）にも続けて堤防が切れました。そのため、戸田村の庄屋であった奥野忠左エ門は、荒れ狂う野洲川をしずめるため、堤防を築く時に娘の愛さんを人柱（人身御供）として捧げたという話が伝えられています。立田町には、愛さんをまつた愛の方明神があります。



愛の方明神（立田町）

6) 水害遺産

野洲川がもたらすものは、恵みだけではありません。大雨により増水し、ひとたび破堤すれば流域一帯に甚大な被害を及ぼす暴れ川であった野洲川に対して、人々は水害対策に心血を注いできました。

江戸時代、慶長の頃、矢島の^{やじましようさい}矢島松齋と赤野井の^{いがぼりょうせい}伊賀坊了誓は、野洲川の水害から村や田畑を守るため、^{ろくじょうつつみ}六条堤と呼ばれる堤防を築きました。六条堤は、布施野から荒見を経て矢島と開発の間に達する高さ約1.5m、長さ約5kmにも及ぶ大規模なものでした。六条堤は現在、その痕跡を残すのみですが、二人の功績をたたえた石碑が建てられています。また、いくつかの集落には野洲川の堤防が決壊した時に備えて、洪水の侵入を防ぐための水止め石が残されています。

破堤の記録として、大水口神社および浄宗寺には明治29年（1896）の水害の高さを示す洪水標が建てられているほか、大正2年（1913）の水害により甚大な被害を出した笠原町では、この悲惨な歴史を二度と繰り返さないようにとの願いをこめ水災記念碑が建てられました。

現在は野洲川の改修により水害の危険性は大きく低下しましたが、市内には、これら水害の記憶を今に伝える石碑や遺構、水止め石、記念碑など、「水害遺産」とも呼ぶべき地域資産が各所に残されています。



矢島松齋顕彰碑（矢島町）



水止め石（播磨田町）



野洲川の内堤防跡
（立入町）

(2) 地域資産（自然）

1) 名木・古木、鎮守の森

社寺の境内をはじめ、市内各地には、名木・巨木とされる樹木や鎮守の森等が残されており、地域に伝わるいわれとともに今も人々に親しまれています。

<喜多の淡墨桜>

天神社境内東南端(喜多自台会館の東南)にある樹齢百年以上と推定される古木のヤマザクラで、幹回りは 3m を超え、樹高も 13m 余りに達します。花が終わる前に花びらが薄く黒ずむことから「淡墨桜」と呼ばれ、その可憐な姿で人々の目を和ませています。



喜多の淡墨桜

資料：河西学区まるごと活性化推進委員会

<蓮如さんの柳（箸塚）>

赤野井町浜にあるこのしだれ柳は、蓮如上人が琵琶湖より上がって食事を取り、その箸を地面に刺したところヤナギになったという伝承があります。



蓮如さんの柳(箸塚)



馬路石邊神社のシイ林

<馬路石邊神社のシイ林>

馬路石邊神社の社叢材はシイが優占し、低木層はヤブツバキ、カクレミノ、ヤツデなど、草本層はアリドオシ、ベニシダなどによって構成されています。シイはいずれも大木で、なかでも樹高 15m 以上、胸高直径 100 cm 以上のもも散見され、本市では最も古い樹林の様相を呈しています。また、周囲の水路に沿ってゲンジボタルの生息が見られ、大切に保護されています。

2) 動物生息地

浮気町内の水路にはハリヨが生息しています。ハリヨは全長 5~6cm 程度のトゲウオの仲間で、昭和 30 年代までは市内のきれいな川に生息していました。その後の水質悪化により消滅しましたが、浮気町自治会による復活の取り組みにより、その環境が守られています。



ハリヨの生息する水路（浮気町）

また、己爾乃神社の裏の田には、神社の林と農地という水辺環境に守られ、生きのびてきた貴重なヘイケボタルが生息しており、地域をあげて保全・再生に取り組まれています。

その他、美崎公園をはじめとした琵琶湖岸や野洲川沿いの各地では、毎年冬頃になると、マガモやホシハジロやヒドリガモなど、様々な水鳥が観察できます。



ヘイケボタル

日本遺産について（日本遺産を構成する文化財）

「日本遺産（Japan Heritage）」は、地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産」として文化庁が認定するもので、ストーリーを語る上で不可欠な魅力ある有形・無形の文化財群を、地域が主体となり総合的に整備・活用することで、国内外に戦略的に発信し、地域の活性化を図ることを目的としています。

「琵琶湖とその水辺景観―祈りと暮らしの水遺産」は、滋賀県および大津市、彦根市、近江八幡市、高島市、東近江市、米原市、長浜市、草津市、野洲市、そして守山市の構成資産からなるストーリーであり、平成 27 年（2015）に認定（同 28～30 年（2016～2018）追加認定）されました。守山市には、それらを構成する文化財として 4 件が所在しています。

「琵琶湖とその水辺景観―祈りと暮らしの水遺産」

母なる琵琶湖を有する滋賀県では、人々が琵琶湖の水や山からの湧き水を生活の中に巧みに取り入れ、水を汚さないように工夫しながら生活を営んできました。また、水を神として敬い、信仰の対象としてきました。さらに、湖辺の集落では、湖魚を用いた独自の食生活や伝統的な漁法が生まれ、独自の景観を生み出してきました。



慈眼寺

本尊は秘仏の十一面観音立像。日本天台宗の宗祖・伝教大師最澄が入唐求法の旅を終えて船で帰国する途上、暴風に遭遇。その際、十一面観音に誓願して難を逃れたことから、折れた帆柱をもって自ら十一面観音を彫ったとされます。このことから、最澄自刻の「帆柱観音」と親しまれ、航海安全にご利益のある仏として厚い信仰を集めています。（平成 30 年（2018）追加認定）



守山の湧水とホタル

野洲川が運んだ土砂で形成された沖積平野の至る所で豊富な伏流水が湧き、その水は農業や生活に利用されてきました。清らかな湧水には、多くの生き物が生息。特にゲンジボタルは大正 13 年（1924）第 1 号の国の天然記念物に指定されています。一度は水環境の悪化によりほぼその姿がみられなくなりましたが「ホタルのよみがえるまちづくり事業」により復活。清らかな水と共に市民の暮らしに溶け込んでいます。（平成 30 年（2018）追加認定）



大庄屋諏訪家屋敷

近世に大庄屋として活躍した諏訪家の屋敷（市史跡）。古くから琵琶湖に出入りする水路網が発達しており、敷地内には舟入が残り、水運盛んな往時の姿を今にとどめています。また、一帯には地名ともなる川端（かばた）もあり、水と暮らしの密接な関わりを示しています。（平成 30 年（2018）追加認定）



近江のケンケト祭り・長刀振りの鮒ずし切りの神事

春の例大祭（すし切りまつり）の際に、国の重要無形民俗文化財「近江のケンケト祭り長刀振り」（諫鼓の舞、長刀振り）とともに執り行われる神事。

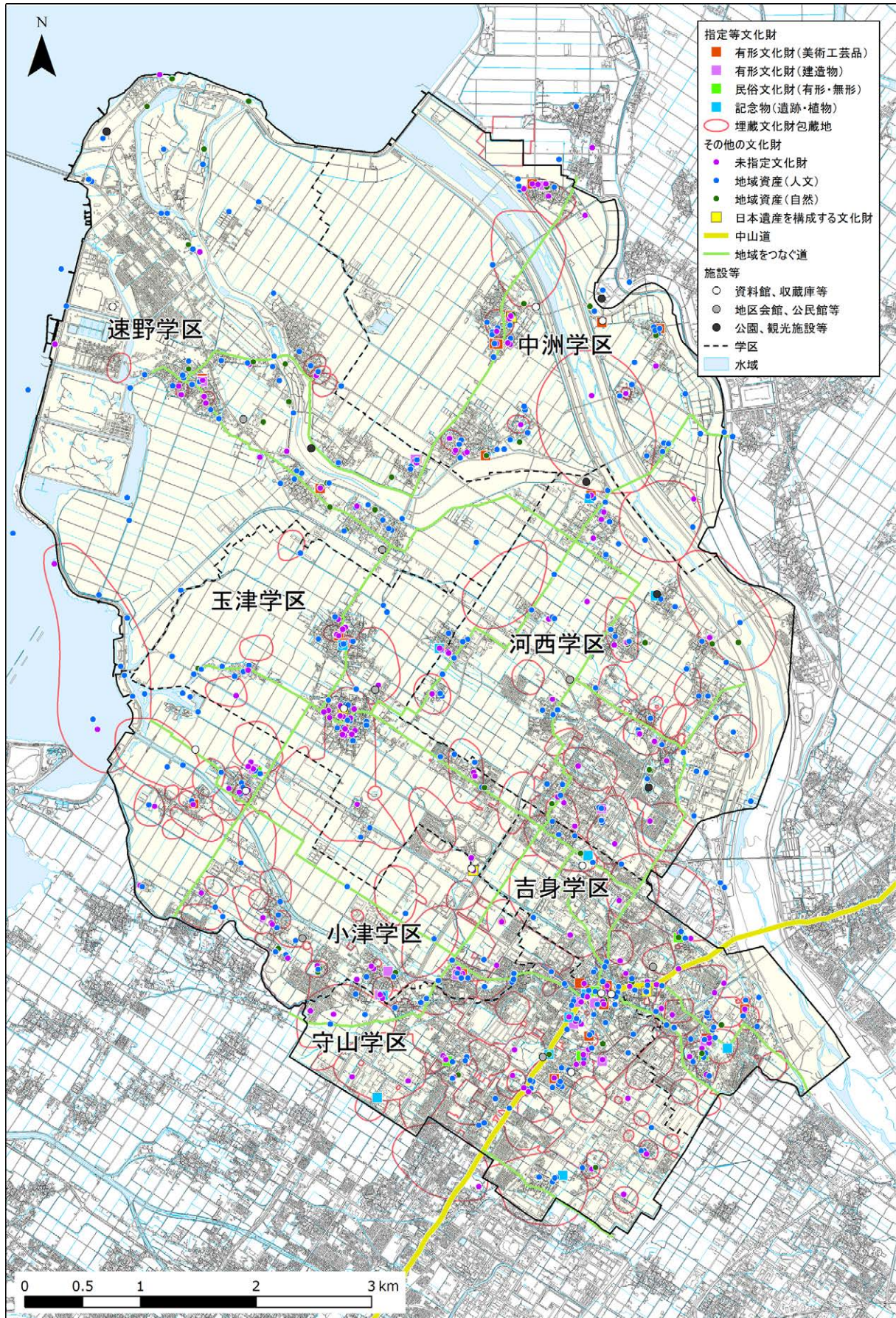
袴姿の若者が、真箸と包丁で鮒ずしを切り分け、神饌として神に献上します。ご祭神の崇神天皇の皇子・豊城入彦命が湖西よりこの地にお渡りになられた時に、鮒の塩漬を焼いてさしあげたことが由来で、湖国の伝統食鮒ずしが、この祭礼に引き継がれています。

（平成 30 年（2018）追加認定）

資料：「日本遺産滋賀 琵琶湖とその水辺景観―祈りと暮らしの水遺産」（日本遺産「水の文化」ツーリズム推進協議会）、滋賀県資料等

写真（守山の湧水とホタル）：西山秀一氏撮影

文化財分布図



※所在地の情報が判明している文化財を図示している。

※文化財の範囲が広域にまたがる場合、代表点等の主たる所在地を図示している。

※市内または市外の博物館等に寄託している文化財は、元の所在地情報に基づいて図示している。

3. 守山市の歴史文化の特徴

このように本市の歴史の変遷や市内文化財の概要を整理すると、以下のような歴史文化の特徴を見出すことができます。

野洲川デルタの文化動態[※]

— 豊かな水と肥沃な大地に育まれた歴史文化 —

本市の成り立ちと歴史は、滋賀県最大の河川である野洲川とともにあります。

野洲川の本流は、太古より洪水を繰り返し、土砂を堆積させ、河道を変化させてきました。また、本流と支流との間に扇状地を形成し、自らその扇状地を醸成しながらその下流域に新しい扇状地や自然堤防を次々と形成しました。守山は、この“野洲川デルタ”と呼ばれる肥沃な平地の上に立地しています。

野洲川デルタでは、野洲川の豊かな水源と氾濫を繰り返してできた肥沃な土壌を求め、有史以前より人々が集うようになります。

やがて本格的な稲作の受容が始まり、原始にはムラやクニ、古代には屯倉の設置や条里制が敷かれたと考えられ、また墾田も開発され、デルター帯は県内有数の豊かな穀倉地帯へと発展していきます。さらに、この高い生産性は陸路（東山道・中山道、志那街道等）および水路（琵琶湖、河川）の発達を促し、人と物が交流する湖南の一大拠点を形成します。

中世になると、集村化が進み、また交通の要衝として人々が集い、強力な自治を持った「惣村」が形成されるとともに、地域の紐帯、精神的な拠り所として新たな宗教を受容していくこととなります。守山の宗教的風土は、古来、奈良仏教や平安仏教により醸成され、中世以降は、鎌倉仏教を積極的に受容したことから、浄土真宗をはじめ各種の仏教文化にまつわる文化財が重層して所在しています。さらに、式内社をはじめ由緒ある神社が多数立地するなど、様々な宗教文化が生まれ、いまま地域の暮らしの中に受け継がれています。

近世には、中山道 67 番目の宿場として守山宿が整備され、「京発ち守山泊まり」で知られる東下りの第 1 番目の宿として旅人の疲れを癒やし、大いに栄えました。沿道には現在も歴史的建造物や一里塚などが残り、往時を偲ぶ多種多様な文化財が所在しています。

野洲川デルタの暮らしは、野洲川と琵琶湖の豊かな水資源とともにあり、市内には伏流水や湧水、水路等が各所に存在し、生活用水やかんがい用水、水運などとして人々の生活を支え続け、伝統的な祭りや産業など、人と水とのつながりを物語る歴史文化が受け継がれています。一方、野洲川がもたらすものは、恵みだけではありません。河床の高い天井川であった野洲川は、堤防が決壊すれば溢水により甚大な被害を生じる暴れ川でした。野洲川放水路整備に至る水害との戦いの歴史は、様々な水害伝承や随所に立つ水害記念碑等として残されています。

このように、野洲川デルタの豊かな水と肥沃な大地を基盤として人と自然が共生し、暮らしに根ざした「米」「道」「祈り」「水」の文化、伝統、信仰、芸術等が生まれ、また相互に影響を及ぼしながら育まれてきたことが、本市の歴史文化の特徴といえます。

※「文化動態」とは、人間の営みの中で生まれた諸々の文化が、内外からの影響を受けて変化しながら、相互に影響しあうことで、時代や場所を超えて連続性を持って育まれる様相をあらわす言葉として使用しています。

(1) 米の歴史文化

琵琶湖南岸に広がる野洲川デルタ（野洲川下流域平野）一帯は、滋賀県でも有数の沃野として有史以前より開拓され、生産性の高い豊かな穀倉地帯として繁栄しました。

特に弥生時代には県内でいち早く稲作文化を受容し、それを示すように、広大な水田跡が発見された服部遺跡をはじめ、大環濠集落下之郷遺跡や、滋賀県南部のクニの中核として倭国の形成に大きな役割を果たした伊勢遺跡など、市内には我が国を代表する弥生時代の集落遺跡が数多く所在します。また古代には、屯倉や南都諸寺の荘園に組み入れられるなどの発展を遂げ、条里制の遺構や往時の名残がうかがえる地名が今も残されるなど、稲作文化の伝播から王権誕生までの我が国の黎明期を凝縮した地域となっています。

(2) 道の歴史文化

恵まれた穀倉地帯であることに加えて、琵琶湖に面し、また東山道が通るなど交通の利便性から、古代より物資の集散拠点として陸路・水路の交通網が発達しました。

琵琶湖岸沿いには赤野井浜や木浜港などをはじめとする湖上交通の拠点となる湊が発達し、村々まで巡らされた水路とともに広く水上交通網を形成します。陸上には主要幹線路（東山道・中山道）を有し、さらに地域をつなぐ道（浜街道、志那海道、赤野井道等）が域内に発達して、水陸を結ぶ独自の交通網が形成され、商人や巡礼者などの往来で賑わいました。

江戸時代には五街道・中山道の整備が進み、守山宿を中心に宿場町として栄え、宿場のみならず、周辺の村々も助郷として街道文化の繁栄を支えました。鉄道の敷設が明治時代に始まると、その後の幹線道路の整備や琵琶湖大橋の整備など、京阪神や中京地域を結ぶ交通の要衝としての本市の発展へとつながっていきます。

(3) 祈りの歴史文化

野洲川デルタの高い生産性を基盤とする域内の村々では、自然への畏敬や地域社会を紐帯する氏神などへの信仰から多くの神社が創建され、複数の式内社をはじめ、由緒ある神社が所在しています。

また奈良時代には野洲郡に南都諸寺の墾田が開かれ、平安時代には東門院等の天台諸宗の寺院も創建されました。室町時代には、蓮如上人による積極的な布教活動もあって浄土真宗の教線が拡大されるとともに、金森のように強力な自治を持った寺内町も形成されました。

このように古来、域内においては多種多様な宗教文化が育まれ、それに伴って数多の神や仏にまつわる文化財が重層的に残り、いまま地域の信仰と暮らしの中に脈々と受け継がれています。

(4) 水の歴史文化

古来、人々は琵琶湖や野洲川をはじめとした市域の恵まれた水資源に支えられ、暮らしを営んできました。

『日本書紀』持統天皇七年（693）己亥条の記事に代表されるように、当地は醴泉湧出の療養地として古くから認知されていました。市域各所に湧水地（跡）や水汲み場、治水・水利施設などが点在し、近世に大庄屋として活躍した諏訪家屋敷には舟入跡が残されています。また、下新川神社のすし切り神事等の祭礼、琵琶湖の伝統漁法であるエリ漁に代表される漁

業、農業などの生業とその産物には、水資源との密接な関係が存在しなければ成立しないものも多くあります。

自然では、希少種である近江妙蓮が咲きほこり、また国の天然記念物であったゲンジボタルが飛び交うまちとしても知られ、これら稀有な環境が人々の努力により守られています。

一方、水害とそれに伴う改修という、野洲川との戦いの側面も有しており、水止め石や堤防跡、記念碑など、水害の記憶を今に伝える水害遺産とも呼ぶべき地域資産が市内各所に残されており、水の恩恵と畏怖の中で永く「共生」してきた歴史があります。

守山市の歴史文化の特徴 概念図



第3章 文化財の把握調査

1. 既存の文化財の把握調査の概要

本市の文化財に関する把握調査の現況については、概ね下記のとおりです。

(1) 総合把握調査

旧野洲・栗太両郡にまたがる本市域の総合的な把握調査は、戦前の郡志編さんにまで遡りますが、その代表的な成果に「近江栗太郡志」（大正15年（1926））や「野洲郡史」（昭和2年（1927））が挙げられます。

戦後、昭和45年（1970）に守山市の誕生からほどなくして、市史編さんが開始され昭和49年（1974）刊行の「守山市史」（全3巻）として本市の歴史文化がまとめられています。

その後、平成4年（1992）からは「守山市誌」の編さん事業が始まり、考古編、歴史編のほか自然編、教育編、生活・民俗編など全10編からなる各分野を網羅した編さん事業が行われ、その際に把握された資料の一部は市立公文書館に保管されています。

(2) 個別（類型別）調査

1) 有形文化財調査

建造物は、主に昭和末期～平成初期にかけて滋賀県が行った近世民家調査、近世社寺建築緊急調査、近代化遺産総合調査、石造建造物調査等による把握がなされています。

美術工芸品は、昭和40年代に文化庁による文化財集中地区特別総合調査が行われ、その後は滋賀県の大般若経調査や梵音具資料調査等による工芸品、書跡等の把握が行われています。守山市が行った調査としては、『守山市史』編さん以降に発足した守山市史実収録委員会によって市内寺院の収蔵資料が網羅的に把握されている（後に内田秀雄・高橋正隆『近江守山の仏教遺宝』昭和53年（1978）として刊行）ほか、令和2年度（2020年度）に市内社寺等に所在する絵画、彫刻、工芸品、書跡等の把握を行いました。

『守山市誌』編さんの際には、多くの古文書群を調査し、一部が「守山市誌資料古文書目録」として発刊されています。大庄屋諏訪家屋敷では、史跡整備とともに所蔵資料の詳細調査が行われ、平成30年度（2018年度）には「諏訪家関係資料」として市指定となりました。その他個別の文化財について、指定文化財（建造物、美術工芸品）の保存修理に伴う調査が行われています。

また本計画作成に伴い、市内の指定文化財（美術工芸品）およびその周辺の未指定文化財を調査し、その際に把握された膨大な古文書群など、今後引き続きの詳細調査が望まれます。

2) 民俗文化財調査

有形の民俗文化財については、昭和50年代以降に滋賀県が行った有形民俗文化財収集調査による把握とともに、本市では市民から寄贈された農具・漁具等について市立埋蔵文化財センターで随時整理され、一部は守山市民俗資料収蔵庫にて展示公開を行っています。

無形の民俗文化財は、主に昭和40年代より滋賀県が行った琵琶湖民俗資料緊急調査および民俗行事まるごと調査、滋賀県民俗芸能緊急調査等による網羅的な把握がなされています。近江のケンケト祭り・長刀振りは、その詳細な記録のための調査が昭和61～62年度に滋賀県

により実施されました。

守山市が行った調査としては、昭和 40 年代に野洲川改修に伴う民俗資料調査が行われた後、市内広域にわたる伝承等の民俗調査が昭和 53～54 年度（1978～1979 年度）に行われ、『守山往来』『続守山往来』としてまとめられています。

3) 記念物調査

遺跡については、主に昭和末期～平成初期にかけて滋賀県が行った中近世古道調査や中世城郭分布調査等により市内の主要古道（中山道）ならびに城郭（跡）等の把握がなされています。個別の文化財について、下之郷遺跡ならびに伊勢遺跡の国史跡指定に伴う、また整備に伴う確認調査が数度にわたり実施されています。また、史跡大庄屋諏訪家屋敷（市指定）について建屋の保存修理に伴う調査が実施されています。

名勝地については、昭和 50 年代に滋賀県が行った庭園調査により市内の庭園の把握がなされています。

動物、植物、地質鉱物については、昭和 60 年代に滋賀県が行った名木調査により市内の主な樹木の把握がなされています。また、近江妙蓮について近江妙蓮保存会による調査が行われています（昭和 40 年（1965）刊行）。

4) 文化的景観調査

文化的景観については、文化庁による農林水産業に関する文化的景観の調査が、また滋賀県による琵琶湖と水が織りなす文化的景観の調査がそれぞれ行われています。

5) 埋蔵文化財調査

本市における本格的な発掘調査は、野洲川改修工事に伴う服部遺跡の試掘調査（昭和 49 年度（1974 年度））に始まります。以降、下之郷遺跡の調査（昭和 55 年度（1980 年度）～）や伊勢遺跡の調査（昭和 56 年度（1981 年度）～）、下長遺跡の調査（平成元年度（1989 年度）～）等の研究史に残る数々の成果を挙げてきました。

現在、本市は 150 箇所以上の埋蔵文化財包蔵地を有し、開発に伴う発掘調査の成果はその都度、文化財保護課ならびに市立埋蔵文化財センターに集約、蓄積されています。その成果の一部は調査報告書や、既に第 230 号を数える「乙貞」（埋蔵文化財センター刊行）にまとめられ、広く一般にも公開されています。

既往の文化財把握調査一覧

種類・分類	小分類	調査名等	調査主体	調査年度等		
総合把握		「守山市史」編さんに伴う把握調査	守山市	昭和49年刊行		
		「守山市誌」編さんに伴う把握調査	守山市	平成8～平成18年刊行		
有形文化財	建造物	住居	滋賀県緊急民家調査	滋賀県	昭和41年度	
			滋賀県近世民家調査	滋賀県	平成7～9年度	
		社寺	滋賀県近世社寺建築緊急調査	滋賀県	昭和59年度	
		近代建築物(住居)	滋賀県近代和風建築総合調査	滋賀県	平成4～5年度	
		近代建築物(住居以外)	滋賀県近代建築調査	滋賀県	昭和62～平成元年度	
			滋賀県近代化遺産(建築物等)総合調査	滋賀県	平成10～11年度	
	石造物	滋賀県石造建造物調査	滋賀県	平成2～4年度		
	美術工芸品	絵画、彫刻、工芸品 書跡等	文化財集中地区特別総合調査(湖南地方の文化財)	文化庁	昭和49年度	
			市内寺院の収蔵資料調査	守山市史実収録委員会	昭和52～53年度	
			市内社寺等の指定等文化財調査	守山市	令和2年度	
		工芸品 書跡等	滋賀県所在梵音具資料調査	滋賀県	平成21～24年度	
			滋賀県古文書等所在確認調査	滋賀県	昭和53～57年度	
			滋賀県大般若波羅蜜多經調査	滋賀県	昭和58～平成5年度	
			諏訪家関係資料調査	守山市	平成27～29年度	
	守山市誌資料古文書目録	守山市	平成16～25年刊行			
民俗文化財	有形の民俗文化財	民具	滋賀県有形民俗文化財収集調査(滋賀県の民具)	滋賀県	昭和53～平成7年度	
			農具・漁具等の収集 ※市民からの寄贈	守山市	随時	
	無形の民俗文化財	風俗習慣	琵琶湖総合開発地域民俗文化財特別調査(大正期の漁法)	滋賀県	大正5～6年	
			琵琶湖民俗資料緊急調査	滋賀県	昭和44～45年度	
			野洲川改修事業に伴う民俗資料調査	守山市	昭和49年刊行	
			琵琶湖総合開発地域民俗文化財特別調査(内湖と河川の漁法)	滋賀県	昭和55年度	
			滋賀県民俗文化財地域伝承活動記録作成(滋賀の無形民俗)	滋賀県	昭和55年度	
			ふるさと文化継承事業(守山往来・続守山往来)	守山市	昭和53～54年度	
			近江の鋳物師調査	滋賀県	昭和61～62年度	
			滋賀県諸職関係民俗文化財調査(滋賀県の諸職)	滋賀県	昭和63年～平成元年度	
			滋賀県伝統食文化調査(滋賀県の伝統食文化)	滋賀県	平成6～9年度	
			滋賀県選択無形民俗文化財記録作成(滋賀の食文化財)	滋賀県	平成11～12年度	
			滋賀県民俗行事まるごと調査(滋賀県の民俗)	滋賀県	平成22～24年度	
			民俗芸能	民謡緊急調査(滋賀県の民謡)	滋賀県	昭和59～60年度
		近江のケンケト祭り・長刀振り		滋賀県	昭和61～62年度	
		滋賀県民俗芸能緊急調査(滋賀県の民俗芸能)		滋賀県	平成7～9年度	
		記念物	遺跡	城郭跡	滋賀県中世城郭分布調査(旧野洲・栗太郡の域)	滋賀県
	古道跡			中近世古道調査(中山道)	滋賀県	平成6～7年度
				滋賀県「歴史の道」整備活用総合計画調査(港と湖上交通)	滋賀県	平成23～24年度
戦争遺跡	滋賀県戦争遺跡分布調査		滋賀県立大学・滋賀県平和祈念館	平成28年度		
名勝地	庭園		滋賀県の庭園	滋賀県	昭和55～59年度	
動物、植物、地質鉱物	植物		滋賀の名木誌	滋賀県	昭和60～61年度	
		近江妙蓮調査	近江妙蓮保存会	昭和40年刊行		
文化的景観		農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究	文化庁	平成12～14年度		
		琵琶湖と水が織りなす文化的景観所在確認調査	滋賀県	平成20～22年度		
埋蔵文化財		市内遺跡発掘調査	守山市	昭和49年度～		

資料：文化庁資料、滋賀県資料等

6) 地域資産の調査等

本市は自治会等の地域が主体となって、地域資産に関する掘り起しや調査が行われ、補助制度を活用した町史・地域史等の刊行が積極的に行われています。

平成12年度(2000年度)には、市制30周年記念事業として、各学区の地域資産をとりまとめた「学区歴史街道マップ」が作成されています。

また平成26年度(2014年度)からは各学区のまるごと活性化プランのプロジェクトの中で、地域資産の掘り起こしや発信が行われており、ガイドマップや冊子、DVD等の製作による未指定文化財の把握も積極的に行われています。

主な市内各地の地域資産調査成果(町史・地域史、マップ等)一覧

区分	書名、成果物名	刊行機関等	対象学区等	刊行年等
自治会等	中山道守山宿 ほんまち	本町自治会	守山学区(本町)	平成10年
	勝部史誌 火まつりとまちの今昔	勝部自治会	守山学区(勝部)	平成29年
	勝部ガイドマップ	勝部自治会	守山学区(勝部)	平成30年
	伊勢町民誌	伊勢町自治会	守山学区(伊勢町)	平成13年
	古高町民誌	古高町自治会	守山学区(古高町)	平成11年
	横江町民誌	横江町自治会	守山学区(横江町)	平成19年
	岡町民誌	岡町自治会岡町民誌編纂委員会	吉身学区(岡町)	平成29年
	白菊の郷 立入町民誌	立入町自治会	吉身学区(立入町)	平成22年
	吉身の歴史と文化のQ&A	吉身中町自治会	吉身学区(吉身中町)	令和3年
	寺内町 金ヶ森町史	金森自治会	小津学区(金森町)	平成7年
	ほしか町誌 古文書から見たほしかむら	欲賀町自治会	小津学区(欲賀町)	平成12年
	杉江邑 社と水のふるさと	杉江自治会	小津学区(杉江町)	平成13年
	守山市 矢島のむかし	矢島歴史の会	玉津学区(矢島町)	令和2年
	条里のむら 播磨田町誌	播磨田自治会	河西学区(播磨田町)	平成12年
	まがりおの里 大曲	大曲自治会	速野学区(洲本町大曲)	平成18年
学区(まるごと活性化プラン等)	中山道守山宿まるごとマップ、ガイドブック	守山・吉身学区まるごと活性化プラン推進委員会	守山学区・吉身学区(中山道守山宿)	平成31年
	吉身学区イベント・たからものマップ	吉身学区まるごと活性化祭りだわっしょい!プロジェクト	吉身学区	平成29年
	小津の宝物	小津学区まるごと活性化推進委員会	小津学区	平成30年
	玉津学区歴史散策マップ	玉津会館 地域総合センター	玉津学区	平成27年
	長刀まつり記録DVD・Blu-ray	守山まるごと活性化プラン玉津学区推進会議	玉津学区(小津神社)	平成28~30年
	石田町歴史散策マップ	石田自治会	玉津学区(石田町)	平成30年
	河西魅力情報マップ、解説版	河西学区まるごと活性化推進委員会	河西学区	平成30年
	速野まるごと博物館 マップ~歴史編~	速野学区まちづくり協議会	速野学区	平成28年
	速野まるごと博物館 マップ~自然編~	速野学区まちづくり協議会	速野学区	平成29年
	中洲のたからものマップ	中洲学区21活動協議会	中洲学区	令和2年
守山市	学区歴史街道マップ	守山市	市全域・学区別	平成12年
その他	守山の道標と古道	守山古道研究会	市全域	令和2年
	守山城物語	守山市公文書館	市全域	平成20年
	守山市民によるホテルマップ	びわこ豊穡の郷	市全域	平成14年~
	伝統行事を守る 小浜長老十人衆の活動あれこれ	小浜長老十人衆・小浜自治会	中洲学区	令和2年

※上記以外にも、地域や市民団体、市内学校等による調査が行われています。

資料：自治会資料、学区資料等

2. 文化財の把握調査の課題

以上の整理から、本市における文化財の把握調査に関する課題は、概ね次のような点が挙げられます。

- ・市史編さんに伴う調査以降、市の歴史文化に関する総合的な把握調査が実施されていません。
- ・文化財類型別にみると、把握調査に偏りがあり、特に有形文化財ならびに民俗文化財に関する調査が十分であるとはいえず、計画的な把握調査が必要です。
- ・美術工芸品、特に古文書は一群として把握されていますが、内容の把握や目録化等の詳細な調査が十分に行われていない状況です。
- ・建造物では、歴史的建造物が把握は一定なされていますが、未指定文化財についての把握は十分にされているとは言い難い状況です。特に現存する茅葺の古民家等の把握が十分ではなく、検討が必要です。
- ・祭礼や伝統行事について、過去に把握が行われたものであっても、社会情勢や生活環境の変化で大きく変動するため、その継承の問題とあわせて現況把握を行っていく必要があります。
- ・個別の文化財では、史跡大庄屋諏訪家屋敷（市指定）は建屋整備に伴う調査にとどまっております、庭園部分が未調査のままです。
- ・野洲川改修より長い年月が経っており、水害経験者等より聞き取り調査を行う必要があります。
- ・各学区や自治会により地域資産の掘り起こし調査が行われているものの、地域により取り組み状況に差があります。また、その成果も十分に共有されているとは言えず、今後の保存・活用のため、総合的な把握、一元化が望まれます。

既往把握調査の実施状況

種類・分類		学区						
		吉身	守山	小津	玉津	河西	速野	中洲
文 有 化 形 財	建造物	△	○	○	△	△	△	△
	美術工芸品	△	△	△	△	△	△	△
無形文化財		—	—	—	—	—	—	—
文 民 化 俗 財	有形の民俗文化財	△	△	△	△	△	△	△
	無形の民俗文化財	△	△	△	△	△	△	△
記 念 物	遺跡	○	○	△	△	△	—	—
	名勝地	△	△	△	△	△	△	△
	動物、植物、地質鉱物	—	△	—	△	△	—	—
文化的景観		△	△	△	△	△	△	△
伝統的建造物群		△	△	△	△	△	△	△
埋蔵文化財		○	○	○	○	○	○	○
地域資産		△	△	△	△	△	△	△

(凡例) ○：概ね調査ができている △：さらに調査が必要 —：未調査